

と、十一・十二月、割にいいなど、そうするとやつぱりおれたちの積み上げ、そう大きな狂いはないかなと思つてみました、しかし予想以上に原油価格が落ちるとか、そういうことがありますと、まさにそれは一喜一憂の一憂の方に入るでございましようが、かれこれ毎日のように心配しておりますが、大筋私は現段階において今の見積もりを変えようと、いう考えはございません。

今朝日経長からも申しましたように、やはり外
外収入でござりますと、か、あるいは歳出そのもの
で少しでも節減とか、そういうものが効いてくる
ようなという考え方は毎日持ちながら財政運営を
やっていきたいと思っております。

ども、結局税収の問題というのは、次の財政の問題を討議し六十二年度を討議するという出発点になるのですから、そのところをはつきり押さえておかないと議論の展開が非常に難しいわけですね。

○国務大臣(竹下登君) 今日は段階で私どもは大筋妥当な数字であろうというふうに思つておりま
す。

○鈴木和美君 それでは、後ほど財政の基本的な認識について時間があれば大臣の見解をお尋ねしたいと思いますが、まずこの剩余金問題について若干先に触れさせていただきます。

や剩余金問題、つまり減債制度というものを議論するときにむなしさを私は感じているのですが、そういうむなしさを感じながらもなおかつ原則もう一回お尋ねしたいんですが、財政法第六条という立法趣旨、これは私が言うまでもなく、健全財政主義の建設から、決算剩余金の二分の一以上は国債の償還財源に充てて国債に対する国民の信頼を確保するというための措置だと思うんですね。これについての財政法六条の立法趣旨について改めて大蔵省の見解を聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(保田博君) 先生がただいま御質問の中でお述べになりましたとおり、財政法第六条の立法趣旨は、まさに公債及び借入金の償還を確実ならしめることによりまして国民の公債に対する信頼を確保するというためのものでござります。

○鈴木和美君 まさに今答弁があつたとおりだと思います。

そこでもう一度、これも経過でございますが聞いておきたいんですが、昭和五十年十月二十九日、当時のこれは大平大蔵大臣だったと思いますが、衆議院の予算委員会においてこの剩余金の問題につきまして、「從来は、原則として剩余金の二分の一に相当する金額を充ててきましたが、特例公債償還までの間は、その全額を充てる予定であります。」こう発言なさっておりますね。大蔵省はこの後この発言をそれこそ重く受けとめて、決算剩余金のつまり扱いをやってきたと思うんですね。そこで財政運営の今日までの実績、それをちょっとと示してくれませんか。

○政府委員(保田博君) 御質問にありました大平大蔵大臣の発言の後、昭和五十年度から五十九年度までに十回の決算が行われたわけでございました。そのうち、昭和五十六年度には剩余金が出ませんでしたので、剩余金が出ました年度は九回でございます。

そのうち、当時の大平大蔵大臣の御発言どおり、全額を償還財源に繰り入れましたのが昭和五十年度、五十三年度及び五十四年度の三回でございま

す。それから五十一年度及び五十九年度には、公債発行額を縮減したいといったような要請もございましたので、財政法六条に基づく二分の一だけは残余の償還費繰り入れは行いましたけれども、残余の二分の一は一般財源にこれを使用さしていただきております。それから昭和五十一年度、五十五年年度及び五十七年度の三回は、減税のための財源としましてこれを全額一般財源に充当させていたが、これまでの剩余金を六十年度の補正予算の財源に一般財源として繰り入れさせていただきたい、こういう願いがございます。

○鈴木和美君 今実績をお伺いしたわけでありますが、大臣にちょっと感想をここで聞いておきたいと思うんです。

今御発言があつたとおり、大平発言の後十年間

のなかで全額償還財源繰り入れという方針について実施したのは五十年と五十三年と五十四年だけですね。それで、公債財源確保のための剩余金処理法というこの財政法六条などの経緯、それから今の大平大臣の発言の経緯などから見て、さっぱり実効が上がっていないということに対しても大臣はどういう見解をお持ちでありますか。

やつぱり重きをなす発言であるというふうに考へておられます。昭和五十一年十月二十九日。やつぱりいつも反省しなきやならぬのは、この間も竹田さんからの御意見にもございましたが、やつぱり我々にもなれがあつてはいかぬと思ひます。率直に言つて、大平さんが私に、五十年というのは赤字公債発行した初年度になるわけでありますから、

税の先食いをした、財政を担当する者として取り返しのつかぬ表現ちょっとと忘ましたが、そういう趣旨のこれは私的に発言なさったことを私の記憶に残っております。したがつて、非常に当時自分でもそういう物の考え方方が背景にあるだけに重きをなす発言として言われたと 思います。

減税財源に充てた場合はいいとしますが、これは与野党が話し合つてやることでござります。

が。そうでない場合のことにつきますと、まことに私自身も、何かそういう当時重い重い発言であったものがいさかかなれというものが生じてきて、いるんではないか、こういう感じがしてしようがないであります。今年度の場合、私もとっさにいわゆるベースアップ財源等を考えましたときに一番首先やつぱり考えていたことでござりますから、私の財政運営にも一つのそれが来たのかな、こんな自己反省しながら、しかし赤字公債発行するよりも許容していただけるのか、こういう気持ちで対応しておりますので、やっぱり大平発言の重みといふものはいつまでも忘れてはならぬことだとうふうに考えております。

○鈴木和美君 せつかくの答弁でございますが、私はどちらもそのところがすとんと落ちないんで、とおり、赤字国債をいよいよ出さなきやならぬといふようなことで、償還財源を一体どうするのかということを本当に真剣に考えたと思うんですね。それがお金がないからというようなことで全く安易に今日その重みというのは軽視されているように思うんですよ。そこへきて定率繰り入れも全くないというようなことになってまいりますと、いわゆる国民の国債に対する信頼度、財政運営に対する信頼度、または財政の健全性、それから国債整理基金制度の持つまり意義、こういうものが全くなくなつていくと思うんですね。

それで、大臣初め首相は、苦勞は苦勞としてわかれますけれども重みをいたく感じているとか、基本は維持しつゝとかよくおっしゃるんですが、全くそれは言葉だけのことであって、実態はまさに軽視されたことになつてていると思うんです。これまで国民の国債に対する信頼度といふものは一体守れるのかということをつくづく私は感ずるんです。この剩余金という問題は、剩余金だけにとどまらないで、これはいわゆる減債制度のつまり基本のことだと思うんですね。だから、もう少しきちつと私は受けとめてほしいと思うんです。

そこで、先般六十年の財確法のときに私が問題

提起をしたことについてこの際もう一度伺つておきたいと思うんです。

定率繰り入れも行わない、さて剩余金も今回ゼロであるということになると、一体、先ほども申し上げましたように、減債制度というものはこれは守れていくのかということから考えたときに、先般の財確のときにつままでNTTの株の問題が新しい問題として出来まして、日本たばことそれからNTTの株の売却益及び配当といふものの帰属をめぐって私はある問題提起をいたしました。その問題提起というのは、私は三つの角度から問題提起をしたわけです。

まず一つは、五年償も定率繰り入れが停止されているということはこれは大変なことだ。大臣も衆議院の予算委員会の中で、これはもうゆきぎ問題だ、十分これは配意していかなきゃいかぬといふ答弁がなされているにもかかわらず、定率繰り入れといふものが相変わらず停止されている、一体これはどういうことだという問題提起を一つでした。

それからもう一つの問題提起は、整理基金特会に繰り入れるつまりお金の順序の問題を私は問題提起しました。いろんな今までの慣行や指導文書などを見ても、繰り入れの順序といふものは、まず定率繰り入れ、それから剰余金、それから予算繰り入れといふ順序といふものは歴然としているんじゃないのか。ところが六十年の財確のときにはその順序を変更しようとしているじゃないか、これはおかしいじゃないかといふ二番目の問題提起しました。

それから三番目の問題は、定率繰り入れという問題は一・六である。ところが大臣のときの発言の中に二分の一とか三分の一とかいう話が出てくる。おかしいじゃないかと言ったときに大臣は、いや二分の一とか三分の一とはとよと誤解がありますよ、よくよく考えてみたら一部停止というような言葉に置きかえてもらつてもいいんだというような発言もございました。しかし私は、法律改正というものが行われない限り定率繰り入

れといふものは一・六の数字というものは歴然としてあるんだと思うんですね。だからその数字の変更というのはあり得ないんじやないかといふことを問題提起したんです。

そして結語として、NTTの株の売却益や配当の金があるから定率繰り入れをやつてない。結局これは、十六条で規定したNTTの株の売却とか配当は、つまり償還財源、元本の償還に充てると書いていながら、結果としては、一般財源がないからそこに入れておつて、NTTの株の金額があるから今度は定率繰り入れもやらない。つまりこれは裏を返せば一般財源化しているんじゃないかという問題提起をしたはずなんです。そのときの議事録をもう一回読んでみたんですが、大臣の最後の見解は、NTTの株が現在どういう状態で、売れるか売れないか、方法をどうするかまだ決まっていないので、とにかく断言することはできません、こういうお答えが前回の財確法のときの議論の経過なんです。

そこで私はもう一度このところの点をはつきりしておきたいと思うんです。つまり、一般財源化するかしないかということは別にして、私が問題提起をした前段の三つですね、四年も五年も定率繰り入れ制度がありながら行わないということは一体どういう見解に立つか。それから一番目は、順序は定率繰り入れ、剰余金、予算繰り入れという順序が歴然としているんじゃないのか。この順序を変更しようとしているということに対しての見解をはつきりしてください。そして定率一・六%の率は変えないということははつきりしているのか。ここをもう一度財政当局からつかりした見解を聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(保田博君) 手厳しい御質問が幾つかございましたが、まず定率繰り入れの停止が五年も引き続いているのはまことにけしからぬではないかといふのが第一点の御指摘でございます。

御承知おきのよう現下の極めて厳しい財政事情のもとで、六十五年度の特別公債依存体質脱却という目標を目指しまして、政府としてはこれまで歳出歳入の両面にわたつてぎりぎりの努力を積み重ね、とにかく新規の公債発行額を可能な限り不足をすると、いうよりは、国債整理基金の残高をも考慮しまして四千百億円の償還財源とを問題提起したんです。

で御指摘のような五年間の停止をせざるを得なかつたということでございます。償還財源を積み立てるとしますと、今のような財政事情のもとでは予算編成を続けてきたわけでございます。そのような財政事情のもとでは定率繰り入れにつきまし

て御指摘のような五年間の停止をせざるを得なかつたということでございます。償還財源を積み立てるとしますと、今のような財政事情のもとでは予算編成を続けてきたわけでございます。そのような財政事情のもとでは定率繰り入れにつきまして御指摘のような五年間の停止をせざるを得なかつたということでございます。償還財源を積み立てるとしますと、今のような財政事情のもとでは予算編成を続けてきたわけでございます。そのよ

うを、定率繰り入れの一部停止といいますか、一部を繰り入れるということで理解をするのが、あるいは予算繰り入れと理解するのかという点でござりますけれども、定率繰り入れといふのは、国債の残高に對しまして一定の割合で、これは国債整理基金の状況等とはいわば無関係に一定の割合で繰り入れるものでございます。が、今回の四千百億円の繰り入れは、まさに国債整理基金の状況を勘案しまして必要最小限の額を繰り入れるといふことでござりますので、この実態から考えますればこれを予算繰り入れと理解していただけた方が正確なのではないか、こういうふうに考えたわけでございます。

それからNTTの株の問題でございますが、我々といたしましては、NTTの株式、これは国民共有の非常に貴重な資産でござりますから、その売却収入は国債といふ国民共有の負債に充てるといふことが最も適切であるというふうに考えまして、昨年御審議をいただきました法律におきまして国債整理基金特別会計にこれを帰属させると、いうことが最も適切であるといふふうに考えております。これが予算繰り入れと理解していただけた方が正確なのではないか、こういうふうに考えたわけでございます。

それからNTTの株の問題でございますが、我々といたしましては、NTTの株式、これは国民共有の非常に貴重な資産でござりますから、その売却収入は国債といふ国民共有の負債に充てるといふことが最も適切であるといふふうに考えて、昨年御審議をいただきました法律におきまして国債整理基金特別会計にこれを帰属させると、いうふうに考えたわけでございます。このNTTの株式、これは今後の国債償還を進めしていく上で大変心強い支えであるといふふうに理解をさせていただいております。

先生の御指摘は、法律の定めるところに従つてまず定率繰り入れはこれを実施する、さらにNTT株の売却収入は、いわば国債の繰り上げ償還に充てるべきではないかといふ御趣旨かと思うわけでござります。まことに卓見でございまして、我々といたしますればそれができればそれにこしたことはないといふふうに考えておるわけでございま

す。特別公債の残高をできるだけ速やかに減少さ

せるために今後の財政事情のもとで可能な限りの努力をしなければならぬというふうに考えており

ますけれども、先ほど来申し上げておりますような財政事情のもとでは、今直ちにNTTの売却收入を国債の繰り上げ償還に充てるというところまではなかなか踏み切れないというのが現実の姿ではないかというふうに思うわけでございます。まことに残念な事態でござりますけれども、御理解をいただきたいと思います。

○鈴木和美君 私は大臣がそういう答弁をされたらまだしようがないと思うんですよ、ある意味で。ある意味でしようがない。だけれど、財政当局が今のような答弁では私は納得できないんですよ。少なくとも法律があつて、慣行があつて、役人というのは法律に従つてやっぱりきちっとしたものをやらなきゃいかぬことでしょう。財政事情のもとで云々ということの財政事情のもとというの、支出をどういうふうにするかということは政治家の問題ですよ。だからそういう意味では、もう少し省は省なりのよつて来る国債の信用度や財政の膨張の歯どめをちゃんときつとするとといふ減債制度を守つた上で私はやらなきゃならぬことだと思います。極めて不満な答弁だと言つておかなきゃならぬと思うんです。

それからもう一つは、NTTの株が、また配当

が、その金額があるから定率繰り入れはやらなく

てもいいんじゃないかというようなことで裏返し

の議論になつてゐるんですね。ここが私は問題だ

ということを言つてゐるんですよ。

それから、この前問題提起したのは、法律の出

し方がよくないといふことも言つたんです。あの

十六条を見たときには、NTTの株の問題は国債

の償還財源に充てますと書いてあるわけでしょ

う。なるほどそのとおりなんですよ。ところが定

率繰り入れが行われてないと當時六千億不足す

るという話だつたわけだ。それが四千百億ぐらい

も、金に色がついてるわけじゃないんですから、結局は一般財源化しているじやないか、そう

いう法律の出し方はおかしいんじやないかというのをこの前指摘したんです。しかし、それは数だからしようがなくてあることになつちゃつたんですが、私は今でも納得できないんですよ、ここは。

そこで、大臣、私はぜひ考えておいてもらいたいですが、先ほど予算繰り入れの問題と理解してもらつてもいいと、四千百億はね。そうじゃない。これは私はやっぱりおかしいと思うんですよ。確かにそういう性格のものであるかもしない。しかし、予算繰り入れというの、順序を追つてきてそして一番最後の措置なんですよね、どういうふうに見ても、慣行として。大平大臣もそのことをを當時述べておられますね。だから、順序としても私はおかしいということをおかつ指摘せざるを得ないんです。

そこで、私はここで大臣にひとつ提言があるんです。一つは、今の国債に対する信用度というの、非常に財政運営に対して国民の中には大変な不信になつてゐるわけですね。そこで、定率繰り入れが一・六ということが決まつてはいるんだけれども、どうしてもできない財政事情だといふんであれば、法律を出し直して、もう少し確實、健全な償還の方針とするということはできないのか、これが一つなんです。

それから、NTTの株、現在いろんなことを言われておりますけれども、時間がございませんので私から述べますが、大体売却をするのは三分の二ですから一千四十万株ですね。それで四年間でやることになれば、まあとりあえず七百八十万株、今回百九十五万株ですか、これで四千何億ですか、予定しておるのは。しかし、これはやっぱりNTT分は元金の繰り上げ償還に充てるべきだという論理はそれなりに私は当然主張されるべき議論だと思つておますが、現状を見ますと、

そのことは現実問題として難しいということをお答えせざるを得ない。

そうなると、これもなれではないか。NTT株になるのか、大変議論はあると思うんです。しかし、それから市場に出回った場合にどうすることになるのか、内政の面について堂々と物を言える、また言わなきゃならぬ、そういう条件、環境にあるんじゃないかと思うんですね。

だから、別にボストン曾根というようなことで冷やかしを言つてゐるわけじゃないんですけども、六十五年の赤字国債からの脱却とか、増税な

いんですけど、先ほど予算繰り入れの問題と理解してもらつてもいいと、四千百億はね。そうじゃない。これは私はやっぱりおかしいと思うんですよ。確かにそういう性格のものであるかもしない。しかし、予算繰り入れというの、順序を追つてきてそして一番最後の措置なんですよね、どういうふうに見ても、慣行として。大平大臣もそのことをを當時述べておられますね。だから、順序としても私はおかしいということをおかつ指摘せざるを得ないんです。

そこで、私はここで大臣にひとつ提言があるんです。一つは、今の国債に対する信用度というの、非常に財政運営に対して国民の中には大変な不信になつてゐるわけですね。そこで、定率繰り入れが一・六ということが決まつてはいるんだ

けれども、どうしてもできない財政事情だといふんであれば、法律を出し直して、もう少し確實、健全な償還の方針とするということはできないのか、これが一つなんです。

それから、NTTの株、現在いろんなことを言われておりますけれども、時間がございませんので私から述べますが、大体売却をするのは三分の二ですから一千四十万株ですね。それで四年間でやることになれば、まあとりあえず七百八十万株、今回百九十五万株ですか、これで四千何億ですか、予定しておるのは。しかし、これはやっぱりNTT分は元金の繰り上げ償還に充てるべきだという論理はそれなりに私は当然主張されるべき議論だと思つておますが、現状を見ますと、

そのことは現実問題として難しいということをお

答えせざるを得ない。

そうなると、これもなれではないか。NTT株になるのか、内政の面について堂々と物を言える、また言わなきゃならぬ、そういう条件、環境にあるんじゃないかと思うんですね。

だから、別にボストン曾根というようなことで冷やかしを言つてゐるわけじゃないんですけども、六十五年の赤字国債からの脱却とか、増税な

うわけですね、定率繰り入れの方も。ますます信

用度が逆効果になる。

そこで、私はNTTのその株の問題の、何%で

もいから元金の繰り上げ償還に何とか充てるとは何事か。そういうことをやらなければなりませんが、私は今でも納得できないんですよ、

ここは。

だから、大蔵、私はぜひ考えておいてもらいたいですが、先ほど予算繰り入れの問題と理解してもらつてもいいと、四千百億はね。そうじゃない。これは私はやっぱりおかしいと思うんですよ。確かにそういう性格のものであるかもしない。しかし、予算繰り入れというの、順序を追つてきてそして一番最後の措置なんですよね、どういうふうに見ても、慣行として。大平大臣もそのことをを當時述べておられますね。だから、順序としても私はおかしいということをおかつ指摘せざるを得ないんです。

そこで、私はここで大臣にひとつ提言があるんです。一つは、今の国債に対する信用度とい

うの

は、私も御指摘のとおりだと思つておりますが、

六十五年赤字公債脱却というその旗というものが

あります

先行いたします限りにおいて、今いろいろな御指

摘要をなさつてゐるような苦心慘憺たんの財政運営を

していかなきゃならぬというふうに思います。

私も、先般の財政法の議論をなさつたときから

考えてみると、昭和二十二年三月二十日でござ

いましたが、このときもやっぱり最も基本的に安

易になるべきでないという趣旨でこの法律案が提

出されおるのだな。今とは予算の規模も違いま

す。それは昭和二十二年ですからいわゆる生活水

準も違いますが、財政の基本というのやっぱり

先輩が考えておられることがこの提案理由等で読

み取ることができます。いつもそういう原点を忘れ

ないでいいと、一遍やるとそれが惰性惰性で

イージーな対応策になりがちだ。私自身が割に長

く大蔵大臣をやらせていただいておつても、その

み取ることができます。いつもそういう原点を忘れ

ないでいいと、一遍やるとそれが惰性惰性で

イージーな対応策になりがちだ。私自身が割に長

く大蔵大臣をやらせていただいておつても、その

み取ることができます。いつもそういう原点を忘れ

ないでいいと、一遍やるとそれが惰性惰性で

イージーな対応策になりがちだ。私自身が割に長

く大蔵大臣をやらせていただいておつても、その

み取ることができます。いつもそういう原点を忘れ

ないでいいと、一遍やるとそれが惰性惰性で

イージーな対応策になりがちだ。私自身が割に長

く大蔵大臣をやらせていただいておつても、その

み取ことができます。いつもそういう原点を忘れ

ないでいいと、一遍やるとそれが惰性惰性で

イージーな対応策になりがちだ。私自身が割に長

く大蔵大臣をやらせていただいておつても、その

み取することができます。いつもそういう原点を忘れ

ないでいいと、一遍やるとそれが惰性惰性で

イージーな対

中ではどうにもならないんですね。かつて五十七年のときに鈴木前総理がおやめになつたとき、今この国債の問題をめぐる環境というのは同じ状況じゃないですか。総理大臣が三年やってかわることにまた変わるというような状況じゃないでしょ。

私は、だからそういう意味からすれば、今定率繰り入れという問題に對して、法律改正をやつて一部繰り入れでもやつたらいいじゃないかということは具体的な指摘ですけれども、裏を返せば、大臣が所信表明で述べている対応力の問題であり、財政改革の問題であり、そういう問題につながつてくることだと思います。そのことをしない限り、私は国民の国債に対する信用度というのは本当に下落するばかりだと思うんですね。だから、そういう意味でしつかり私は受けとめてもらいたいと思うんです。

特に今回の剩余额は、今まで五十年それから五十三、五十四とやってきたけれども、そのほかは、先ほどの話の中で、たまたま減税財源という与野党的話があつたからということがありましたがね。しかし今回の問題は財政当局が初めてやることですね、千七百億という問題に對しては。それは給与費をどうのこうのとすぐ言うんだけれども、それは予算編成上の問題なんであつて、私はそんなこと知りませんよ。今回初めてこういう措置を財政当局がとるんですよ。それだけに私は今までの剩余额の問題の議論とはちょっと性格が違うと思うんですよ。非常に異例だと思うんですね、こういうやり方は。

私は、ここに藤井先生おいでになりますけれども、藤井大蔵委員長のときにも、ぜひこの問題について、財政当局とか大臣だけじゃなくて委員会としても何か審議をして新しいものを示唆すべきじゃないか、理事会で協議してほしいということをお願い申し上げたところなんですよ。そのぐらいこの問題というのは単なる剩余额という問題だけの問題じゃないと思うんですよ。もつと深い根本的な財政改革のものが潜んでいると思うんですよ

よ。そういう意味に立って私は今回の問題というものは納得できないんですよ。何としても納得できないんです。

そういうことを踏まえて、もう一度大臣の見解

をお尋ねをいたしまして、あとは竹田理事にあと
の質問をお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

昨十九日、藤井孝男君が、また本日、赤桐操君及び桑名義治君が委員を辞任され、その補欠として林道君、安永英雄君及び太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

そこで、余りこれを言い過ぎますと、自分の頭
がもう定率繰り入れ等はないものと前提にして、
その肩がわりを極端に言うと株の売却収入がして
くれるというようなことに硬直的に考えやすく

なつちやいかぬなどいうことも我と我が身には言
い聞かせながらも、確かに新しい要素が出たとい

げておる目標というものは難しいじゃないか。私でも大変困難な問題であるということは承知をいたしておりますが、今その旗をおろす考えはございません。

ただ、思いますことは、いわば超物価安定といふような中で今日来ておりますと、国債といふものの信認の度合いということになりますと、減債制度からいえば鈴木さんのおっしゃるとおりだと思いますが、現に物価の安定下において国債というものが、これは別の角度からすると、国民にないじんだ大変な健全な金融商品としての価値というものを今日位置づけさせておるというふうに私は別のある角度からはそもそも思っています。ただ、この経過の中で実績として、評価してくださいと言つてよかったです。心の中で幾つかの下がるわけじやありませんが、心の中で幾つかの下がつてよかったです。どういう感じを持つ一つの因子であるといふふうに思つております。

したがいまして、前回も出ましたように、委員会等でも本当のあるべき姿、もう一遍ある意味においてはガラガラボンにしてもとか議論してみようじやないか、私どもも絶えずそういう観点から物を眺めていくと同時に、それらが一つの結論として出るのはやっぱり国民の理解と協力をいただくための時間もかかるだろうというところから、今の時点において六十五年度赤字八億円依存体質からの脱却といふこの努力目標をかたくなまでも担いでおるというのが私の心情でございま

○竹田四郎君 竹下さん、去年の、NTTの株式を国債整理基金勘定へ入れるというふうになつてから、あなたの発言もそうですが、大蔵省筋の発言というのは、非常にNTTが入ったから強い、あるいは新しい要素が入つたという御答弁がずっと続いていますね。予算委員会でもそうでしたし、この前私がここで所信についての質問をしたときも竹下さんは新しい要素が入つたと、こう言つたのですが、その新しい要素が入つたということとは国債償還がそれでできちやうという意味ですか。その辺が私明らかでないんですよ。

私が計算して、NTTの株が五倍になったところ返せるものじやないし、幾らを考えているのかこれはわからないし、市場の相場がどうなるかわからないんですね。何か先ほど保田次長も力強い味方を得たと、こう言つているんですが、本当に味方になるんですかどうですか。その辺はどうかくらいに考えたらいいいんですか。

○國務大臣(竹下登君) カなり難しい問題でございますが、毎年毎年中期展望なり仮定計算を出しますが、ときに何にも新しい要素が描けないままに出すというのは、大変世話をなる私どもの側にとってもこれは苦しいことでございます。少なくともことの中展望やらあるいは仮定計算の中へそれを、まだ値段の問題は別としまして、書き込むことができるようになつたということは本当に力強いとも申しましようか、それだけは今までと違つた要素がそこに入つたという意味においては、少し表現がオーバーな嫌いは反省しなきやな

んなものは借りかえによってわけがわからなくななる、もとの帳簿だけしかわからない。こういうふうになつちゃうと結局永久国債で、我々一生懸命国の財政を助けようと思つて買った国債は、まあ金利ぐらいが返つてくるだらうけれども元金は返つてこないんじやないか、永久国債になるんじやないか、こういう議論もちまたに随分されていますよ。ある程度国債のわかった人はむしろ、これはこれから永久国債だよ、こういう議論があるわけですね。現実に一人一人国債を持つている人のときは今だつて返つてくるかもしませんけれども、何年度の国債あるいは何回発行の国債という

ものは果たして六十年たつたら返ってくるものやらどうなのやら、私はわからなくなってきたと思うんですね、はつきり。

○國務大臣(竹下登君) 個人個人にはそれは元金ですが、そういう形で実質上、形の上ではいろいろな名目つけられるでしょうが、実質上永久国債などということはあり得ないです。ことによるところ得るんですか。

が返ってくるわけがありますが、その調達の手段として、永久国債のよう借りかえが続いていければ今のような御心配もあるうかと思ひますが、私どもとしては、まずは、この前も議論されました

とおり、それは残高へ入つてしまえば建設国債も赤字国債も確かにこれは同じものになってしまいますが、少なくとも、より不健全であると言わざる赤字公債の依存体質からは六十五年度には脱却をしようじゃないか。そしてその後対GNP比

等からして残高を落とす努力をしていかなければならぬ。しかし、今日、いわゆる公共事業の耐用年数等から決められた六十年償還という問題を、中には百年償還にしたらどうだとかいう議論も町の議論としてはあり得る議論であります。今私ども

もは、今の建設国債のときとった、そしてそれに準じてとつておる今日の赤字国債をも含めた償還という方針を変えていく考えはございません。したがつて、これが永久国債の性格を帯びるといふことはよ、こゝから御理解へござきたい。

○竹田四郎君 言葉の上ではそのようにおっしゃ
つてはいるわけですが、既に先ほど鈴木さんがお電話
になりました一・六八%の定率繰り入れというの
を聞いていたしとしないで御理解をした方がいいと
思います。

は停止になつてゐるわけですよね。一・六の定率
繰り入れといふのは、六十年後には返しますよと
いう約束ですよね、ある意味で。それを停止して
いるということは六十年が終わつて八十年になる
かもしれません、こうしたことですから、それには私
はちゃんと定率繰り入れをしていくことが
はつきりした国民党への約束だと思うんですよ。ア

メリカが減債制度がないとか、ほかの国にないからということで、日本の国民性というものから、それも同じだというふうな考え方は間違っている。でありますから、私はやっぱりそういう意味で定率繰り入れをしていくべきであるし、まさに今度の補正予算でやつたような剩余金を全部入れてしまおうというようなことはこれはもってのほかだと思うんですね。

でありますから、私はもう時間がありませんから、きょうは竹下さんもある程度反省もなさつていろいろなふうに承つているわけでありますけれども、まず、今度の剰余金の一般会計への繰り入れというのは、もうこれが臨時異例の措置だ、ことは臨時異例の措置だ、もう今後はいたしません、こういう約束をひとつしてほしい。それは難しいと思うんです。しかしそのくらいのみずから梓をはめてもらわないと困る。

それからもう一つは、赤字国債が発行されたと

きの大平さんの、赤字国債の残高を減らしていく
という減債基金をつくるしていくためにとにかく剩
余金は全額減債基金に積み立てる、これも大変難
しいことだと思うんです。財政法以上のことなわ
けですから難しいと思うんですが、これは少なく

とも尊重するぐらいの態度で私は進んでもらわないと困ると思うんです。

この二つのことをお約束してほしいと思うんですね。私はこれはむしろ委員長さんから御発言になつて、いきさきにいと、いちもくつゝこ、其ま思つて、

それからもう一つ、時間がありませんから、どうも大蔵大臣のお話を聞いていますと、頭隠してゐるわけありますが、この二つの点はひとつお約束をしていただきたい。

すね。予算を当初組むときには六十五年度赤字国債ゼロというそのことで頭を隠す。しかし、終わつてみますと国債を発行していたり、今のような形で剩余额をこっちへ繰り入れたりしていまして、あとはもう何といいますか、最初の予算の考え方があぐらを連つちやつてきている。こういう意

味で、私は、まさに六十五年度赤字国債ゼロの話
というのを頭隠してしり隠さず、こういう財政運
営のあり方だと思うんですが、これは今後のまた
批判に私はしたいと思いますけれども、さつきの
二つのことだけはお約束していただきたいと思う
んです。

であったということになるとござりますから、ああこれ
しかないなという感じを瞬間に持ちました。持
つたことが本当はそれだけやっぱりなれというも
のが自分に生じておるという反省もございました
が、結果として異例の措置としてお願ひをした、
こういうことになりますので、元来あつていい方
法ではないと私も思つております。

それから二番目の大平発言というのは、やっぱ
りあれは原点として、昭和二十二年の財政法がで
きたときが一つと、それからその次は、福田さん

の大蔵大臣のときの、いわゆるオリエンピックの翌年の一一千億でございますが、あのときのいろんな問答と、それから三番目が太平さんの、いわば赤字公債を初めて発行した財政担当者としての物すごい良心の苦しみの中から発言されたであろう財

政法の限りのさら上に塗りした精神を発表された
わけですから、これはやっぱり持ち続けていかな
きやならない、私以後の大蔵大臣も持ち続けてい
かなきやならない、あるいは以後の大蔵大臣の方
が私が言つた若書きでござるが、なきやな

か有名な言ふ方あるが、「おもつねん」としたがた。た
らぬなどといふものがもう一つ加わるとしたら幸い
だと思っておりますが、まだ加わるほどの立派な
発言はどうもしていないような反省もいたしてお
ります。

○竹田四郎君 終わります。
○多田省吾君 私は、法案質疑の前に一、三当面の経済財政問題について質問しておきたいと思います。

ござりますが、六十一年度予算とのかかわりがどうなるのかも心配でございます。六十一年度の予算編成時には一ドル二百九円でございました。現在百七十円台の現状が推移するといったしますと、執行上もかなり影響が出てくると思います。大臣は、六十一年度の税収見込み、法人税等の相当な落ち込みもあると思いますが、他方円高メリット

多少あると思ひますが、これらの予算への影響をどのように判断されておりますか。

○國務大臣(竹下登君) きょうのところが、今寄りつきが百七十六円六十七銭、十時現在が百七十六円九十銭、こういうような状態でございます。それで、「二百九円」というものとの百七十六円。二百九円といふもののとり方は直近の平均値をとるわけでありますから、いわば予算編成上は技術的な範囲に入るということが言えると思います。したがつて予算執行の段階におきましては、

おっしゃいますとおり円高メリットということがかなり出てくるだろうというふうには思われます。そのほかに原油価格の下落等の問題もあります。ところが逆に今度は歳入面で考えますと、原油価格の下落、まだ具本化してどんどん出ておる

という状態ではございませんが、従価税に属するものが減収になるというのはこれはやつぱり当然のことであらうといふやうに考えられます。そしていま一つ、景況感の問題でござります

か、六十年度甫正で懇意にしました。われは済額補正の土台の上に立つて、政府の諸指標とかヒアリングとかいろんな積み上げで、現状においてはこれが適切だということで御審議をいただいておるわけがありますが、私は、円高デメリットと円

高メリットというものの、何といいますか、時間的タイムラグがあるということはこれは実感として感じておることは事実でございます。今田高メリットで一番感じていらっしゃる方はこれは何と言つても海外旅行者の方でございます。一方、デメリットの点で一番苦労していらっしゃるのが今御指摘なさいました中小企業、なか

んずく产地で、韓国、台灣等から追い上げられ、ぎりぎりの競争をしておる方が非常に苦労していらっしゃるというふうに考えます。それから円高メリットの方は、税収、これはずっと続いたと仮定いたしますと、それは電力会社を初めとしてメリットの出る産業も多々あるうと思りますので、経済見通しのときは二百四円、予算是二百九円というのを前提しておりますが、その経済見通しの場合、私はこれから推移を見なければわからりませんが、現状においてそう大きな狂いはないのではないか。例えば昭和五十六年、五十七年のよう、合わせて九兆円、こんなわゆる歳入欠陥というようなものを恐れておるという状態ではないというふうに考えております。

○多田省吾君 大臣おっしゃるように、輸出関連を初めとする中小企業の影響は大変なものがございまして、与党内からすらも補正予算を組んで対策を考えた方がよろしいというような意見も出ているわけでございまして、私はやはり昨年九月のG5といふものが、大臣は二百円台ぐらいを予想されていましたとは思いますけれども、もう現在百七十円台で推移しております。私はメリットの面が非常に大きい、このように強く感じますし、六十一年度予算にも法人税の落ち込み等大変な問題が起ころ、このように感ぜられてなりません。それで、きのう日銀がニードーク市場等で逆介入をしたわけですが、それでようやく一円九十銭ばかり安くなつたわけでござりますけれども、この逆介入を今後再三なさるというお考えがあるのか。これは日銀でございますけれども、大臣のお考えをここでお聞きしておきたいと思います。

また、公定歩合の第三次引き下げも早急に行うべきだという意見も高まつておりますが、その点もあわせてお答えいただきたい。

○國務大臣(竹下登君) 逆介入、言うなればドル買い介入とでも申しましようか、どっちが逆でどちらが正かというと、ちょっとその国々の立場によつて違うかもしませんけれども、今おっしゃっているのは、まさにドル買い介入という意味を

逆介入とおっしゃつておる。日本の立場から言え
ばそういうことで、私も言葉として別に間違つて
いるとも思えません。
結構だと思うのであります。が、介入というの
は、要するに我々がG5で合意しておりますの
は、いわゆるディスオーダリーと言つておられます
が、無秩序な状態が続いたと判断した場合には介
入もあり得るということござしますので、介入
は、やつたかやらぬか、どんな場合にやるのか
やらないのかわからぬところで介入という意味
の持つ市場に対するシグナルあるいは警報とでも
申しましようか、そういう役割を果たすわけであ
りますので、介入というものはいわば無秩序な場
合には当然あり得るものである。ただ、どういう
状態が無秩序かということになりますと、それを
きちんと定量的に示しますと、それこそ相場観を
示すと同じ結果になりますので、あくまでも原則
的なお答えにとどめなきやいかぬ。
それで、この問題難しい問題でございますが、
行天国際金融局長、専門家が来ておりますので、
あるいはさら付言をいたさせることにいたしま
すが、本来介入権限というものは大蔵大臣でござ
ます。ただ、大蔵大臣が、いわば大臣が売り買入を
やるわけじやございませんので、日銀に厳密に言
えばある種の方向を示して委託しておるというよ
うな理解がいいかもしませんが、もう一つのマ
ル公、すなわち公定歩合はこれはやっぱり法律上
まさに日本銀行そのものの権限でござります。私
どものG5の合意というのは、いわば物価が安定
し、利下げの環境が整つておる、したがつて今後
は中央銀行同士それぞれ協議されて適切に行われ
るであろうというところまでしか、特に日本の場
合、金融の中立性を保つために、財政当局が関与
することに対して非常に中立性を特に主張される
嫌いもないわけではございませんが、やはり中央
銀行の専権事項としてこれは置くべき問題ではない
からうか。

ただ、一般論として言えますのは、この間の二回目のマル公の引き下げというのが現実預貯金金利、プライムレートにあらわれますのは今月の三月三十日でございますので、したがって本格的にあらわれるのは三月三十一日からということは言えるのではないかというふうに思います。
○多田省吾君　円高問題でもう一点質問しておきますけれども、日本の産業は二百十円台がぎりぎりまで、あるいはぎりぎりいつても二百円台でもあります。最後だ、こういう産業界の意見でござります。ところが百七十円台まで円高が急激に推移したということで大変な問題が起こっているわけでござります。本来ならば、こういった為替問題のほかにアメリカの財政赤字の縮小とかあるいは金利の引き下げ、あるいはアメリカの輸出努力、こういったものが全部加味されて初めて貿易摩擦問題が片づくわけだと思いますけれども、そうじやなくて円高だけが急速に進んでしまった、ここに問題があると思います。

九円になつたらどうかと言ふから、それは市場が決めることじゃないか、こういうふうに言いましてたのが、何か百九十円台許容発言、こういふやうにロイター電か何かで飛びまして、それでなくとも比較的ひ替レートについては口のかたい私でござりますが、なおのことこれは注意しなきゃならぬという気持ちでございます。

ただ、今多田さんおっしゃいましたような分析というのが私にもわかりますのは、いわば本来の適正レートというものの中で安定するためには、やっぱり五カ国がそれぞれ抱えている問題、日本の場合は市場開放であるとか内需拡大であるとか、そしてアメリカの場合はおっしゃるとおり財政赤字の縮小、高金利の是正、そういうものと総合的にやつて本当は初めて適正レートといふものには落ちつくべきところへ落ちくものであつて、まあいわばしさか急速に過ぎるではないかという気持ちは私も否定いたしません。

したがつて、私自身の責任追及ということになりますとこれは別問題でござりますけれども、私の作るによつてそんなに毎日の相場が動くわけでもございませんけれども、特に産地のいわば韓国等から追い上げられておる、競争力がその程度度あるところの中小企業等の方に大変な心理的にも不安を与えておる。したがつて、通産省におかれ先般産地の調査をされ、そしてこの間上げていだきました中小企業の事業転換法等の法律を実施に移すことによつてこれらに対応しておられる。その法律の範囲内において私ども財政当局あるいは金融当局がこれに適切に対応していかなければならぬという気持ちは十分持つております。

○多田省吾君 次に、政府税調の問題で一つお伺いしておきたいんですが、昨年の参考人質疑のときにも小倉政府税調会長が見えられまして質疑に答えられました。その際も、中曾根総理が、本年前半で減税案だけ政府税調に出さして、それで増税案は秋以降でよろしいのだ、こういう発言もなさつておりましたけれども、我々の追及に小倉税

調会長は、それは好ましくない、減税、増税一緒にやるのが筋ではないかというような御答弁もなさついたわけです。ところがやはり政府は強引に、政府税調に減税案だけを先に出せ、こういうような詰問をされまして、大変我々も不満であり、また憤慨にたえない次第でござります。まさにこれは選挙目当てではないか、このように言わざるを得ません。

また、予算委員会等で中曾根總理が、中堅サラリーマンの年収四百万から八百万クラスの減税を図りたいと言えば、第二特別部会等では早速四百万から九百万までの減税を圖れ、そのようにやはり總理や大臣の意向を体して審議がどんどん進められているようだ感ぜられるわけです。

その上で御質問しますけれども、この前も学者から成る専門小委員会から第二特別部会に対しまして二つの報告が出されたわけです。一つは、給与所得控除の問題で実額控除を選択制にするという問題。これも一步前進ではありますけれども、これは大変な作業も考えられます。それからもう一つは、税率の問題で報告がなされましたけれども、大変意外に感ずるのは、一部の委員が反対したのですが、最低税率の引き上げとか課税最低限の引き下げで税収を確保する、低所得者層に対するむしろ増税を図るんだ、こういう内容が含まれているのは大変おかしい、このように思ひます。もしこのような税調答申がなされたときに大臣としてそれを尊重してそのまま行おうといふお考へなのが、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) ただいま税制調査会は、委員御指摘のような中身を取り上げて議論はされではおるわけでございますが、現段階におきましては、御指摘の給与所得控除、税率と申しますが、累進構造のあり方、もう一つ課税単位のあり方、この三つのテーマにつきまして専門的、技術的な観点から、学者から成りますところの専門小委員会にその検討を委嘱したところでございまます。その委嘱の結果がそれぞれ三つのテーマにつきましてこれまで逐一第二特別部会に報告がなさ

れました、こういう段階でございます。

今後税制調査会におきましては、この第二特別部会あるいは総会におきまして、こうした専門小委員会からの報告を受けましてここでさらに掘り下げた検討が行われる、こういうふうな段階でございますので、専門小委員会の報告にはいろいろな方向でのものが、あるものは明示的に、あるものは抽象的に盛られているところではございます。

けれども、あくまでこれは今後の特別部会、総会等の審議にかかるものでございまして、そうした審議の結果を受けて政府側としては適切に対処いたします。

○國務大臣(竹下登君) 今経過について水野局長

から御説明申し上げましたとおりでございましたが、したがつて、いわば委員会の学者先生方が議論してちょうだいしたものは、むしろいろいろ議論の根拠にしてもららうようなこととして外へ出しておるわけでございますが、これから特別部会でその三つの点、給与所得控除の問題、いろいろ選択制の問題でござりますとか、あるいは源泉徴収ばかりやつておつて、いわば自分が申告して、したという意識がないから重税感が多いんじやないか、まあ選択といふものは必要じやないか、こんなような意見がございましたり、それから税率も刻みは余り多くない方がいいじゃないかとか、あるいは税率の刻みが上がりますときに重税感が生ずるから、ある層はずつと押しなべて同じ税率の方がよりいいじゃないかとか、いろんな議論。それから課税単位の問題について、いわゆる二分二乗の問題を初めとする議論がございました。

さことに、いわゆる課税最低限の問題等も議論はなされておると思います。確かに課税最低限は世界で一番高いところにありますし、税率は一番低いところにございますし、イギリスみたいに初めておるわけございますが、現段階におきましては、御指摘の給与所得控除、税率と申しますが、累進構造のあり方、もう一つ課税単位のあり方、この三つのテーマにつきまして専門的、技術的な観点から、学者から成りますところの専門小委員会にその検討を委嘱したところでございまます。その委嘱の結果がそれぞれ三つのテーマにつきましてこれまで逐一第二特別部会に報告がなさ

りますから、それで最終的に出てきたもので最大限これを尊重しながら政策選択をしていくというこ

とでございますから、いまだやつぱり中間の位置づけであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○多田省吾君 この問題で最後に質問をしますが、私は、答申を尊重するのか、このように質問いたします。

政府の審議会は隠れみのとも言われるようになります。

ほぼ政府の意向に沿つて答申が出されるのが今までの常でございますけれども、それはそれとしまして、最近やはり党の税調が主導権を握りまして、この前のたばこ増税のように、もう政府税調

の答申をばねのけでも党の税調が主導的に行つてゐるという感がござります。ですから今度も、選

択ということを大臣おつしやいましたけれども、曲げて党主導でやるような姿になるんじやないだろうか、このように考えられますけれども、その辺のお考へはどうなんですか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに党税調といふものもございますが、一方、私もさすがだなと思つておりますのは、この間の与野党の幹事長・書記長会談で、所得税問題については今年中に成案を得る、ははあ、やっぱり政府税調の流れを横目で見ながらそれに反映させたりといふようなことで、ああいう目標を設定されたのがなと思って、やっぱり偉い人はさすがだと思ったことが一つござります。

それからもう一つの問題は、今まで確かに党税調と政府税調とが若干の違いがあつて、政府税調のとおりにそれなかつた問題もございますが、最近におきますたばこの問題は、あれは両方とも答申をもらつた後でございましたので、あればつかりは手続上はもうひたすらおわびを申し上げると

か課税最低限の引き下げなんということは、大臣としてどう思いますか。

○國務大臣(竹下登君) そのところ、やっぱり一番予見を申し上げてはいけないことではなからうかな。税調様は神様である、それに影響を及ぼす国会はそれ以上の神様である、こういうことでございます。

○多田省吾君 私はそのような低所得者層に対する増税というのは大反対でございまして、絶対なさらないよう願いたいものでございます。

次に法案質疑に入りますけれども、このような形で剩余金を一般会計の財源に充てなければならなくなつた状況についてまず御説明いただきたい。

○政府委員(保田博君) 六十年度の補正予算の編成におきまして、災害復旧費の追加でござりますとか給与改善費の追加でござりますとか、いわゆる追加財政需要が一兆円を超えるというような巨額に上つたわけでございます。が、一方税収の方は、当初予算で見込みました額を四千五十億円下回らざるを得ないというようなことで、非常に財政事情が厳しかつたわけでござります。

したがいまして、まず第一に、この財源対策としましては、災害復旧費について建設公債を増発することによってこれを賄うということにいたしましたわけでござりますが、その他の経常的な経費の追加財政需要につきましては、既定経費の節減によりまして約三千三百億円を捻出いたしました。

それから税外収入の増収等によりまして約三千六十億程度捻出をするといったようなこととでござりました。その結果としまして、残念なことでございますが、特例公債の増発によつて足らざる部分を補わなければならぬといふまことに苦しい状態になつたわけでござります。

毎年度の予算編成におきましては、我々としまして、当初予算是もちろんのこと、補正予算の編成の際にもとにかく新規の特例公債は極力その發

行を圧縮するという方針でございますので、先ほど来おしかりを受けておるわけでござりますけれども、五十年度の大平発言の趣旨からしまして、我々としましてまことに残念なのでござりますけれども、やむを得ない臨時の財政措置、臨時異例の措置としまして剩余金千七百五十五億円の全額を一般財源に充当しまして補正予算の財源に充てるを得なかつたということでござります。

○多田省吾君 今お答えになつた中で、給与改善費等の追加財政需要だとおっしゃいますけれども、給与改善費なんというのは当初予算で当然見込んでおかなければならぬ問題でござります。

ましてや六十一年度予算なんかはもつてのはかだ

と私は思ひます。補正を組めば何とかなるんだ

いうような安易な考え方があるよう思いますけれども、大臣はこの点はどう考へておられるので

どうか。

○国務大臣(竹下登君) やつぱり、少なくとも本

予算を審議していくだいておるさなか、あらかじ

め補正を前提にすべきでないという考へは私のもそ

のとおりだと思っております。特に多田さん御指

摘なさつております点につきまして、言つてみれ

ば、六十一年度予算には給与改善費去年まで組ん

でおりました一%も組んでいないことも事実でござります。しかし、この問題はかつて五%とか

二・五とか一とかいろんな推移がありますが、い

わば現在の財政上の問題であるというふうに御理

解をいただいて、このことが人事院勧告そのもの

を尊重しないというあかしでは決してないという

ふうに御理解を賜りたいと思っております。

私もといたしましても、あらかじめ補正を念

頭に置いた予算というものを当初予算の中で申し

上げたり、そういうことを念頭に置いて御提案申

し上げるということは慎むべきことであるといふ

ふうに思つております。

○多田省吾君 政府は、当初予算に給与改善費を

計上することと人事院勧告をどのように取り扱うかということは必ずしも直接的な結びつきはない、このような答弁をしておられるし、また今大

臣からそのような趣旨のお答えもございました。じゃなぜ昭和五十九年度及び五十九年度の過去二回完全実施ができなかつたのか、その理由をお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(保田博君) 大蔵省当局からお答えするのがいいのかどうかちょっとと思ひますけれども、いずれにしましても、五十九年度、五十九年

度の人事院勧告、政府としましては制度尊重の基本的姿勢は終始これを貫いておるわけでございまして、その完全実施に向けまして最大限の努力を尽くしたつもりでございますが、当時の社会経済情勢、それからまた非常に厳しい財政事情、国民世論の動向といったよろなことを総合的に勘案いたしました結果、給与関係の閣僚会議で完全実施は見送らざるを得ないという結論に達した、

そういうふうに聞いております。

○多田省吾君 大蔵大臣は、昭和六十五年度の特例公債依存体質からの脱却、この旗をかたくなに

までおろさないとしょっちゅう言われておりますけれども、最近はかたくなまでにといふのは

どうかなと、こういう反省もなさつてゐるようでございますが、政府の今年度の財政の中期展望によつても、六十五年度に特例公債依存から脱却す

るために今後毎年一兆三千百億円ずつ特例公債の減額が必要となつてまいります。

六十年度当初予算で一兆円を減額したと政府は

言つておりますけれども、一兆円のうち特例公債

分は七千二百五十億円ありました。しかも、こ

れも年度内の補正予算において四千五十億円の追

加発行を行つておりますので、実際の減額はわずかに三千二百億円にすぎないわけです。来年度も

税収の大幅不足が言つてゐる中で、一兆円以上

の特例公債を毎年減額していくくといふことは到底不可能のよう思ひますけれども、再度お尋ね

いたしますが、今のお考へはどうなんですか。

○國務大臣(竹下登君) 六十五年度までに特例公

債依存体質から脱却するという努力目標の達成は

容易ならざるものがある。しかしながら、財政改

革の推進は我が国経済社会の安定と発展を図るた

めにぜひとまなし遂げなければならない国民的課題であるので、目標達成に向けて今後とも全力を

挙げて取り組んでいきたいというのが私がまず最初に述べた方針を述べておるわけでございま

す。しかし、その後全額が公債財源として償還されたのはわずかに昭和五十一年度、五十四年度及び五十五年度補正予算の三回だけでございます。

こうしたこととは政府が基本方針を全く無視しております。

ただ、かたくなまでにと言ひましたのは、実際に私の気持ちを言ったつもりでありますたが、衆議院の予算委員長報告を聞いておきましたと

いいます。

これらの質問に対し、政府からは、かたくなまでにこの姿勢を貫くとの答弁がありましたと

いります。

ただ、かたくなまでにと言ひましたのは、実際に私の気持ちを言ったつもりでありますたが、衆議院の予算委員長報告を聞いておきましたと

いります。

とでられます。

○近藤忠孝君 この点は、先ほど議論があつた六
十五年度赤字国債脱却の問題とも関係するんです
ね。かたくなは聞こえが悪いからということです。
その点は先ほど答弁ですが、しかしこの旗はおろ
さない。おろしてはならないという決意だと。私
どうも、決意はいいけれども実際実情はそういか
ぬのじやなかろうか。

ための前提として私は三つあると思うんです。一つは、一般歳出の伸びゼロがあと四年続くということ。しかも、その間に要調整額がありますから、この要調整額、仮に伸び率ゼロとしたって毎年、六十四年まであるわけですからその間を埋めなきやいかぬ。やっぱりこれ増税。増税は結局要調整額の財源を持っていかれるんじゃなかろうかと思いますね。そしてあと、今言つた税収が確保されること。税収の伸び率は先ほど言つたのをとりあえずこれを使つたということですが、やはり修正の可能性というのは出てくると思うんですね。

この今申し上げた三つのどれ一つが欠けてもだめですし、しかも、私が見るところは、恐らく竹下さんも腹の中はそうだと思うんですが、一般収出の伸びゼロにしたってこれはなかなか難しいことですし、要調整額を埋めることだってこれは増税なしには難しい、また減税問題もあるということですから。となると、この三つの全部がだめになる可能性があるんではなかろうか。となると、いかにこの旗はおろすまいと決意したっておろさざるを得なくなつて、そこでかたくなが消えたことが大変心配になるんですね。

この三つで、今私が指摘したようなことがいづれも確実に大丈夫か。確実に大丈夫で初めて竹下さんの決意が実現できるんですが、その点それぞれについていかがですか。

まず、今おっしゃいました三つの内で、歳出カットという問題もまだ制度、施策の根本にさかのぼつて対応していかなきゃいかぬ、もうこれで済んだわと、こういう考え方になっちゃいけぬという気持ちがまず根本にござります。

それから、いわゆる新たなる税目を設けて租税
等がかかる、それは其役の中には、いわば経済動
向、景気等によるいわゆる自然増収というような
ものが入ってほしいものだという期待ももとより
ございます。

○丘籠虫孝吾 財政再建の問題で、やつぱり要問答題
負担率を大きく変えるようなものが増税と仮に一定
義づけいたしたとしますと、この問題について
は、増税なき財政再建という筋はやっぱりこれも
まだ旗をわろしたわけではない。ただ、税制全般
のあり方については、增收を目的としたものでは
ございませんが、今税制調査会で御審議をいただ
いておるという実態であるというふうに考えま
す。

を埋めることと自身が大変困難だと思いますし、例えれば公共事業にしたって、それは竹下さんの支持母体からだって、今までではぐあい悪いというのがこれはどんどんわき出ていることだと思うんで、そういう点で果たしてこれが確保できるかどうか大変心配だと思います。

さて、あと残った時間、もう一つの問題です

が財投の使い残し、二年連続大幅だということ
が大蔵省の発表がありました。中身を見てみます
と、日本輸出入銀行、これが消化率九・四%、海
外経済協力基金、これが消化率八・三%、合計し
ても四五・四%という状況ですね。なぜこんな使
い残しが続くのかという点が第一点。

そして、これに対する見直しをしてい

こういうことですが、しかし昭和六十一年度の財投計画を見てみると、必ずしも見直しがされているんだろうかどうか。吉田されて、ますま

○近藤忠孝君 終わります。

○要林卓司君 御提案の剰余金の処理の特例に関する法律案でありますけれども、一言で申しますと、臨時異例というまくら言葉つきではあります

想起してみますと、やっぱり物すごい議論であったと思います。あのときは必ずしも建設国債と銘打つておりませんでしたから、実態は建設国債で

ついでに○・八%計画がふえているといいま
すと、果たしてどういう反省があり、そしてそれ
に対して十分に対応したのかどうか、この点が大
変問題だと思うんですが、御答弁いただきたいと
けれども、財政法六条を踏み倒した法律案になる
わけでありますけれども、財政の節度ということ
を考えますと、財政法を守るというものが最低の条
件ではあるまいか、こう思っています。

卷之三

そこで財政法を踏み倒すということに大蔵大臣もなれたとおっしゃいますけれども、どうも余りに我々はなれき過ぎたんじゃないだろうか。臨時異例だからこの条項を踏み倒すということになりますと、一休この先どこまで財政法を踏み倒していくんであろうか、そういう不安を非常にかき立てる問題だと思うんです。

剩余额というのはいつの時代に限らず大変目立つ存在でありまして、締めてみたら幾ら余った、じやこっちへ使えと、こうなるのが理の当然でありますて、そなされては困るから財政法六条が書いてあるわけですね。書いてあるのに、いや臨時異例外だからと言つて踏み倒してくる。特例公債も発行はいけませんぞと書いてありながら、臨時異例外、ことだけの措置と言つて発行してくる。こうした財政法を踏み倒すことに鈍感になつて

くる風潮がはじることについて、一体大臣どうお考えになりますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、僕はなれと言いましたが、なれといふもの、慣習の慣といふより

も、あるいはけものへんに甲というなれかなないうぐらいいつも感します。なれというよりも、今おっしゃった鉢感になるということがあるのであります。なれといふよりも、今おっしゃった鉢感になるということがあるのであります。

それから二番目は、四十年の福田大蔵大臣の、

まあ佐藤内閣でございますが、私は内閣官房副長官をしておりましたが、あのときの閣議の模様を

卷之三

野間一七
新編卷之二

想 者

二、憲法三十条の二をば必
一、建設困難二

たと思ひます。あのときは必ずしも建設面倒と銃

ESTATE PLANNING FOR THE RETIREMENT YEARS

ございましたけれども、大変な議論がなされました。

その次がやっぱり、それから建設国債はやや鈍感と申しますか、当たり前になつて、特例債の発行の五十年の大平さんのときというのが一つの大きな転機だった。その転機に立った人は本当に真剣に考えておられたから、それをいつも思い出したいかなきやならぬ。

そうなると、その次の転機は何したかというと、いわゆる定率繰り入れの停止を行つた、これは私の時代になりますが、これが一つのやっぱり鈍感とかなれの惰性の上に行われたことかな。だから、臨時異例の措置としていつも御説明申し上げておりますが、本当は臨時異例の措置を毎年毎年国会で苦衷を打ち明けて御審議いただくというのは、平氣で、まあ平氣でもございませんが、平氣で出てくる私自身がやっぱり鈍感になつてゐるんじゃないかという自己反省もいたしております。

○栗林卓司君 法律で書いたことも守られてこないということになりますと、それは大平大臣の約束まで踏み倒すのは当たり前であります、六十五年赤字公債依存体質からの脱却も、これは法律には全然書いてないですから、いつ踏み倒されるか、それはもう目の前の話だと思うんです。しかも、前の状況を見ますと、制度としての償還財源がだんだんなくなつてしまいましてね。そうすると国債の償還といふのは財源があろうとなからうとこれはしなきやいかぬですから、その償還財源をどこに求めるのか。これまでのよくな定率繰り入れがない、しかも予算繰り入れも特段ございません、また剩余金の二分の一繰り入れも行わない、こうなつてくるとそのときどきで調達せざるを得ない。しかば公債を発行して調達に充てるのか、それは決して珍しい方法ではございません。むしろ行く道はそこしかないんだろう。そうなつてきますと、といってその公債というのはだれが引き受けるんだ。もう動かしてはならない財政法の基本原則がありますね、そこをやっぱりだらうか。

そこでお尋ねしたいのは、この点とこの点だけはいかに臨時異例であろうと踏み越えませんといふ点がござりますか。

○國務大臣(竹下登君) これはやっぱり日銀引き受け、これは踏み越えてはならぬことではないか。とつさに感じたことを申し上げただけでございます。

○栗林卓司君 お話をしておりますと、一番強く感じるのは、ないそでは振れない、ないほど強いことはないんですね。ない実態を背中にしようと逃げ込んどいて全国的に逃げ込んでいくのかもしらぬ。したがって臨時異例と言われますと、もちろんもんもなない。日銀引き受けだめだと言われたつて、その道しかないとなつたら、やっぱりかつてそうであつたように逃げ込んでいくのかもしらぬ。したがつて、これから財政運営に、こんにやく回答みたいな議論を長年続けてまいりましたけれども、これだけではなくて、もっと踏み込んだ議論をしていかないと私はいけないんではないだらうか。

さつき同僚議員が、こういう剩余金の特例に関する法律案はもう出してくるな、財政法六条は守つてくれよということがございました。それもひつくるめて、少なくも財政法を守るという、財政の節度は守つてまいりますということをまず確認してこれから財政の改善のため私は議論を積み上げていかなければいけないんではないかと考えます。あくまでも事実を踏み台にして、既成事実を踏み台にして臨時異例と言われますとこれは論議の外になるんですよ。しかも、NTTの株の売却といふのはこれは制度じゃなくて事実論ですからね。幾らで売れるかといふのは売れてみなきやわからんんでですから。たまたまあつたのでよかつたなというだけであります。政府として償還財源なるものを整理をしなきやいかぬとともに目に見えてる。では、一体一日も早く定率繰り入れをするためにはどうしたらいいんだらうか。

そういうた議論を私もこの大蔵委員会で早くして落ちついておるという状態でござります。したがつて、民活の花盛りで、いわば高層ビルを建てる環境を整備して、土地の持つ部分を減していくとか、あるいは土地信託制度を活用するとなければいけないことをまた痛感しているわけでござりますが、いろいろな議論がなされますが、国土庁等でいろんな議論がなされておるという状態は私も時に仄聞しておる程度

を終わります。

○野末陳平君 財政再建の内需拡大の関連でもつて幾つか周辺の問題で質問したいんですけども、最近、大蔵省にこれ直接関係ありませんけれども、都心の一部の商業地区とか値上がりが非常に激しい、これはもう余りにも有名になつていています。

○國務大臣(竹下登君) 住宅問題からいうと土地の値上がりが、せっかくここのことの値上がり傾向が全国に及ぶようになるということになりました場合に、大蔵省として税制の発動なんぞを考へる事態になるのか、その辺、今のところでないでしようけれども、今後さらに統いた場合にお考へがありますか。

○國務大臣(竹下登君) 今確かに都心の中心地が物すごい値上がりをするときに、私なりに感じますのは、たしか東京が十七万、ニューヨークが五十万、ロンドンが七十万でございましたか、数字違つかもしませんが、金融人口がおる。そこで世界の金融の自由化、国際化をすると東京もその三大市場になる。そうなりますとやっぱり、世界じゅうの銀行や証券が来ますのにまさか世田谷の方へ本店、三多摩の方へ本店建てるわけにいきませんとやっぱり都心に集中してくるから、金融の国際化、自由化といふのも土地の値上がりのいわゆる需給関係から言えれば要因になつてゐるんじゃないかな、こんな感じすら時には持つわけでござります。しかし、国土庁の御答弁等を聞いておりましたと、私どもの田舎といいますか、の方は全く

論して行われておりますが、いわばある種のこれは恒久的な措置であらねばならぬという鉄則からいいますと、税制が出動することによってそれをどうこうしていくというのは非常にやっぱり限定的な措置になるんではないかな、こんな感じを持っております。したがつて、いつも土地税制、基本は土地税制の問題、住宅の問題にしてもあり得るわけでございますが、これはやはり恒久的な物の考え方の上に積み上げられなきやならぬというので、今税制当局が発意者になつてそれを促進していくという立場はとつていいというのが現状でございます。

○野末陳平君 住宅問題からいうと土地の値上がりは好ましいわけないんですけども、しかし、今大蔵大臣がお答えになりましたように、土地の値段に対して税制が余り手出しをして、いいときもあるでしょけれども、いけないときもあつて当然で、どうも今回は経済の流れに任しておくのがいいだらうと思つてます。

これは当然、内需拡大と言われますが、都市開発を中心と考えれば土地の値段はこれは上がらざるを得ないわけだし、それから今言つたように東京も国際金融市場の中心にもうなりかかつてゐる。これを考へれば、この土地の値段を下手にこであれこれいじることは結果的に内需拡大といふ政策にも反することになりますし、僕個人の考えなんですが、この際、民活という点から考へれば、一部地域に限つてくれれば一番いいんですが、今回の土地の高騰がやや異常ではあっても自然の流れに任すべきじゃないか。少なくとも税制をあれこれ議論を持ち出すのはよくない、そういうふうに考へているんですけども、重ねてどうでござります。

○國務大臣(竹下登君) 基本的に、税制の立場から土地の問題に対してアプローチしようという考えは税務当局は元来からやっぱり消極的でござります。で、今の御議論も私もよく理解できることでございますが、国土庁等でいろんな議論がなされておるという状態は私も時に仄聞しておる程度

卷之三

○野末陳平君 それから次に、やはりこれも新聞などにもこのごろかなり出るようになったんですねけれども、やはり内需拡大絡みで言うんでしようと、最近政府がデノミのことを本格的に検討しているんじやないかというふうなことが随分まことしやかというか、かなり真剣な記事で出てくるんで、さてどんなものだらうかと思つていてるんです。これは実施するしないということは全く別に考えまして、デノミというのは内需拡大という面でどの程度のプラスがあるというようなお考えを、これはもう大臣個人のお考えで結構なんですがれども、ちょっと参考に聞かせてください。
○国務大臣(竹下登君) ちょっと数字を忘れましたですが、デノミネーションというものの歴史をちょっと振り返つてみると、やっぱり切り下げるを行うとか、あるいはインフレを調整するとか、そういう政策手段によつて使われたことはござりますが、先進国の中で単純に呼称の変更だけで使われた例は率直に言つてございません。
したがつて、今考えていないことはもちろんでございますが、デノミによる内需の問題になりますと、確かに印刷がございますとかあるいはニンピューター等の組みかえがござりますとか、金銭交換機等の改修がござりますとかいう内需が一方で上がつて、これだけ高度化しておりますと大きな企業の支出にも影響がある。したがつて、それは企業収益が悪くなるわけですね、うんとそれをかえなきやいかぬところは。かえる作業をするところは利益が増しますが。そういうことをやってみますと、持つてくればよかつたんだですが、また届けますけれども、少し昔の資料でございますけれども、それによつて企業収益のダウンの方が大きいという見方もございます。
○野末陳平君 関連しますけれども、内需拡大といふのはかけ声は大きいんですねけれども、もちろんこれから政策が打ち出されてきて効果が徐々に上がつてきてもらわなきゃ困りますけれども、今

でありますね。あるいは産業構造そのものが輸出で打ち出したところですぐに効果が上がるかどうか。つまり、企業そのものがその政策期待にこたえられるかどうかというのではなくて、企業差はあるにしても、

そこで、内需拡大の政策も大事ですが、しかし産業構造そのものをやはりこれからは内需志向といくということが非常に重大で、むしろそちらが先で、何か片々たる政策を出して、いつこれが内需だと言つても、どうも結果的にはそれほどどの効果が上がらず、ひいては財政再建にも寄与しないか、こう考えますけれども、この点については大臣はどうお考えでしょうか。大蔵省直接ではないにせよ。

○國務大臣(竹下登君) いつも悩みますのは、一つは今の円高の問題がありますが、人の口をかりて言うならば、これは日本の産業構造の中での日か必ず受けなければならぬ試練の場所だと、いう評価をなさる人もござります。私がその評価を表面に出すわけじゃないございませんけれども、なるほどそういう背景の中で初めていわば同じ業種であっても輸出型から内需型へ転換していくといふ努力も生まれてくるであろうし、それに対してもいろいろな環境づくりのための助成措置も行ななきやならぬであろうというふうに、私が為替の面から見たらそういう印象を一つ受けておりま

す。

それから、基本的におっしゃいますのは、本当はいわゆる原粗油、原材料、これはみんな輸入に仰ぐわけでございますから、それに見合う輸出となりますが、恐らくまた、これは私だけで申上げる話ではございませんで、ようけれども、いわゆる我が国の産業構造そのものを変化させていかなきやならぬという宿命に逢着しておるとしますが、そんな感じを持っております。それが

総理のところで前川さんが座長になつてやつていらっしゃる一つの課題なのかな? というふうに、私もその都度議論の経過を読ましていただいたりしておりますので、基本的には、国際分業といううどいはいすれは避け通れない課題であろうといふ感じは私も持っております。
○野末陳平君 先ほどからも財政再建出ましたけれども、今までの歳出カット、国債減額とか、そういう堅実な努力はこれはそれなりに評価しますけれども、しかしそるそるそれも限界に来ているのも事実だと思うんですね。
そうすると、従来のこの方針をこのまま、さつきもかたくなな話が出ておりましたけれども、統計でいるとかえって再建をおくらす結果になつて道を誤るんじゃないいか、そんな気も最近してきたているわけですね。だからこちで軌道修正というのも、新しいいろいろなこと、二年間に生じた環境に応じて財政再建のやり方も軌道修正も必要になつてきたんじやないか、率直に言つたときにもうなしくそういうことをお答えいたくともちよつと残念なんですが、最後になりますが、一言。
○國務大臣(竹下豊君) 私もこれで五回目の予算を編成させていただいて、年々おろしてはならぬ努力目標ということを申し続けておりますが、さればこのたがが緩んだ場合に一体どうなるか? ということを考えてみますと、やはりそれこそかたくなまでにもの旗を今おろすわけにはいかぬな、こういう心境に最終的には自分の気持ちを整理して申しております。

○委員長(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、林道君が委員を辞任され、その補欠として添田増太郎君が選任されました。

○青木茂君 財政再建と申しますか、国債償還と申しますか、とにかく日本の財政は国債を抱いたいわゆる財政ではなしにむしろ国債に抱かれた財政なんだとですね。借金返済で首が回らない。しかし我々は、国会としては必死になつて首が回るようにならなければならぬ。ただ、この剩余金問題も、回るところにしなけりやならぬやつをまたより一層回らなくしちゃつたような点があるわけですね。甚だ遺憾なんだけれども、その首を回らせる方法といふことについて一、三提言を兼ねた御質問を申し上げたいと思つております。

第一は、先ほどもちよつと出ましたように、今財投資金がかなり使い残しがある。使い残しおのがる財投資金、これを短期国債の引受対象にするというのか、国債の大盤償還の借りかえ対策の一環に対するとかいうような物の考え方。それは当局としてはどういうお考えでしょか。

○政府委員(添田弘君) 財投資金のいわゆる余裕資金と申しますが、これは昔は政府短期国債のものにしておりましたが、短期のものはどうしても利回りが低いものでございまして、市中の応募が非常に多くございました。五千億ずつ公募して実際倍の応札がございましたので、むしろ

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

資金運用部としてはもつと長期の、市場が発達しておりますからいつでも処分できますので、長期のものに運用をしてまいりたいと思っております。ただ、運用対象として考えていることは事実でございます。

○青木茂君 財投資金を一回徹底的に洗ってみまして、せっかくの資金が使い残しがあるということはやはり残念だと思ふんですね。その使い残しの部分だけでもいわゆる国債に抱かれた経済の首を回すように集中的に配慮をなさつてみたらどうかということなんですねけれども、その方向は御検討中ではあるわけですか。

○政府委員(窪田弘君) 戦後の再建から高度成長の時期には民間の資金不足がもうございましたので、財投資金はむしろそつちに回しておりましたが、現在は国、地方の資金不足が多いものでございますから、国债、地方債といふうな公的部門の資金不足に向けておりますので、国债というのも重要な運用対象の一つとして考えております。

○青木茂君 第二の提言でございますけれども、これはもちろん言つてはいけないことを前提にして申し上げるわけですが、仮に第三次の公定歩合の引き下げですね、これがある、あるいはただとうふうに仮に一つの予想が立つとするならば、それまで新規国債の発行を引き延ばしまして、できるだけ低利の国債を発行する。つまり、我々は何とかして国債発行費を削減をしなければならないんですね、とにかく国債整理基金がこれだけ窮屈しているんだから。そうすると、ある程度理屈は抜きにしてもあの手この手というものを思いつくまどん使つていかなきやいけないわけですよ。そうなりますと、金利の水準がより一層下がりそうであるというならば国債発行をそれにスライドさせる、タイミングを。そういう考え方も一つ成り立つんじゃないかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) 確かにそういう魅力的な考え方なんでございますが、ただ私どもとしては、二十二兆四千億円、六十一年度も二十二兆円

という大量の国債をとにかく消化する責務があるわけでございまして、これを資金余剰のある月にとはやはり残念だと思ふんですね。その使い残しの部分だけでもいわゆる国債に抱かれた経済の首を回すように集中的に配慮をなさつてみたらどうかということなんですねけれども、その方向は御検討中ではあるわけですか。

○政府委員(窪田弘君) 戦後の再建から高度成長の時期には民間の資金不足がもうございましたので、財投資金はむしろそつちに回しておりましたが、現在は国、地方の資金不足が多いものでございますから、国债、地方債といふうな公的部門の資金不足に向けておりますので、国债というのも重要な運用対象の一つとして考えております。

○青木茂君 第三の提言ですけれども、ちょっとこれ伺いたいんですけれども、アメリカの国债の一一番長いのは何年でしょうか。

○青木茂君 第三の提言ですけれども、ちょっとこれ伺いたいんですけれども、アメリカの国债の一一番長いのは何年でしょうか。

○政府委員(窪田弘君) 三十年というのが普通でございます。イギリスも三十年でございます。西ドイツは二十五年が最長だと思います。

○青木茂君 そういたしますと、かなり今の低金利が長引くというふうに予想されるならば、日本でも、超長期と申しますか、これも臨時異例であるかどうかは別問題として、かなり長期の国債発行ということにこれは踏み切らないと本当に首が回らないんじやないかという気がして仕方がないですけれども、この点はどういうお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) 理念で簡単に申し上げますと、安易に増税を考えちゃいかぬぞ、退路を遮断する、したがって歳出削減しろ、こういうのが最初の増税なき財政再建の理念であったというふうに私は思っております。

○青木茂君 それは最初の理念であつて、今でもそうですね。

○國務大臣(竹下登君) そのとおりです。

○青木茂君 そうすると、とにかく増税なき財政再建の旗は決しております。おりてないんだけれども、例えば相撲で例えるならば、これ生き体

命のなか死に体なのか、何かもう土俵の外へすつぶような加速度がついているんぢやないかという

ことですね。そういう感じがして仕方がない。しかも、心構え論であるとか努力目標論、姿勢論ですね、ちょっと学校の道徳教育に近いようなものでは事は簡単に済まないということになります

と、私はここで時間がございませんから確認だけにとどめますけれども、増税なき財政再建というものの具体的な定義はこう考えていいですか。増税なきという意味は、新しい税目を起すと何か、税制の根幹にかかるような変更はしないというのが増税なきという意味だと。それから再建のシンジケート団との交渉の経過で、調子のいいときばかりではないんで、難しいときもあるわけです。そこでやはり市場実勢に合わせるというルールは確立しておきませんと、いざというときになかなかうまくいかないという要素もございまして、その辺いろいろな事情を勘案しまして、できるだけ金利の安いときに余計出すようにという御指摘の方向では考えております。

○青木茂君 第三の提言ですけれども、ちょっとこれ伺いたいんですけれども、アメリカの国债の一一番長いのは何年でしょうか。

○政府委員(窪田弘君) 三十年というのが普通でございます。イギリスも三十年でございます。西ドイツは二十五年が最長だと思います。

○青木茂君 時間があと四分しかございませんから、一般論と申しますか、だけ少々お尋ねをします。

○國務大臣(竹下登君) 理念で簡単に申し上げますと、安易に増税を考えちゃいかぬぞ、退路を遮断する、したがって歳出削減しろ、こういうのが最初の増税なき財政再建の理念であったというふうに私は思っております。

○青木茂君 それは最初の理念であつて、今でもそうですね。

○國務大臣(竹下登君) そのとおりです。

○青木茂君 そうすると、とにかく増税なき財政再建の旗は決しております。おりてないんだけれども、例え相撲で例えるならば、これ生き体命のなか死に体なのか、何かもう土俵の外へすつぶような加速度がついているんぢやないかという

ことですね。そういう感じがして仕方がない。しかも、心構え論であるとか努力目標論、姿勢論ですね、ちょっと学校の道徳教育に近いようなものでは事は簡単に済まないということになります

それでは、これより採決に入ります。

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本富雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午後三時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

大臣にゆだねられております。

○村沢牧君 基礎年金勘定の予算案を見ると、運用収入に五百五十五億一千余万円を計上し、同額を予備費として歳出に計上しておるわけであります。

○政府委員(山内豊徳君) ただいま御指摘のようないに、この新しくお願いたしておられます基礎年金勘定の六十一年度予算では、今お示しのよう運用収入として五百五十五億円の計上がございました。これは、後ほどまた御説明するべきかと思ひます。これが、実は過去に国民年金に任意加入で入っておられたサラリーマンの奥さん方の分としまして私ども一応七千八百億と考えておりますが、このファンドだけは基礎年金勘定に移すことが法律の議論のときからも仕組まれておりまして、それだけは基礎年金勘定に置くことが今回新しい政令でも決ることにしております。その分はどうしても一年間に利子を生みますものですから計算したというのがこの数字でございます。

○政府委員(山内豊徳君) そのとおりでござります。予備費と申しますか、五百五十五億の運用収益は法令上も必ず剩余として残る仕組みになっております。

○政府委員(山内豊徳君) さようでございます。どういうルールで配るかを政令で書くということを関係省間で約束したいと思っております。

○政府委員(山内豊徳君) そこで、国民年金法附則には、「基礎年金についての検討」という一項があります。基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする」このように規定をされております。法律審議の際にこれに規定をされる場合の附帯決議もつけられておるわけあります。この規定が挿入されたということとは、これは議院の修正によってなったわけでありますけれども、この法案審議の際に、基礎年金五万円という水準は低い、また国庫負担が三分の一も過ぎる、こういう議論があつて、その背景によつてこうしたものが持たされているものでありますけれども、厚生省はこの附則の趣旨をどのように解釈しているのか、理解しておるのか。また、こ

ういう規定が盛られたんだから、今後どのように対応していくかとするんですか。

○政府委員(山内豊徳君) お話しのように、年金法案改正の際に大きな議論がございまして、衆参両院にわたる議論の結果附則四条という形で明記されたわけでございます。私どもは、その法案審

つたように、それが余剰金のような形で出るんであればこれははつきり翌年度の歳人に繰り入れることになつておるわけでございます。

この点が、ある意味では今回基礎年金勘定をつくりいただくことの明確になる点でもござりますので、端的に申し上げれば、もし決算上剩余金が出た場合はそれは必ず翌年に繰り越される。その意味は、その分だけは今申しました全加入者が、その御負担を軽減といいますか、その負担を軽くする効果を持つように仕組まれております。

○村沢牧君 予算によると、給付に必要な額のそ

れに見合ひものは各年金勘定からの歳入になつて

いるわけでありますから、この予備費の多くのものは剩余金として翌年度に繰り越される、このよ

うに理解してよろしいですか。

○村沢牧君 そうすると、これはどういうふうに

配分していくかということは法文上もあるはま

た各年金間においても明らかでない。これは政令

で将来規定するわけですね。

○村沢牧君 そこで、国民年金法附則には、「基礎

年金についての検討」という一項があつて、「基

礎年金の水準、費用負担のあり方等については、

社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、

今後検討が加えられるべきものとする」このよ

うに規定をされております。法律審議の際にこれに規定をされる場合の附帯決議もつけられておるわけあります。この規定が挿入されたということとは、これは議院の修正によってなったわけでありますけれども、この法案審議の際に、基礎年金五万円という水準は低い、また国庫負担が三分の一も低過ぎる、こういう議論があつて、その背景によつてこうしたものが持たされているものでありますけれども、厚生省はこの附則の趣旨をどのように解釈しているのか、理解しておるのか。また、こ

ういう規定が盛られたんだから、今後どのように対応していくかとするんですか。

○政府委員(山内豊徳君) お話しのように、年金

法案改正の際に大きな議論がございまして、衆参

両院にわたる議論の結果附則四条という形で明記

されたわけでございます。私どもは、その法案審

議の特例に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔「賛成者挙手」〕

議の際にも申し上げておったと思うでござりますが、なかなか一人で五万円、夫婦で十万円という水準を直ちにどういう水準に直すべきだという議論をするには、率直に申しまして保険料負担との見合いからいってもなかなか結論を出しにくい点がある。また、今お話をございましたように、費用負担という点では、当時特に国会では税方式を導入しての基礎年金の維持ということもあるのではないかというたしか強い御意見もあったよう聞いております。そういう意味で、正直に申しますと、非常に重たい課題を附則ではつきりと国会の御意図としていたいた格好になつておるわけであります。

そこで、私どもとしましては、これは新制度発足後といふことにはなりますが、まず基礎年金の水準につきましては、老後生活の基礎的な部分として一応これをもつて現制度の原点として考えたのでございますが、しかし、今のような国会での議論もございましたので、次の財政再計算と申しますか、まあ年金全体の財政を見直すときまでには、やはりこの水準についてはいろんな議論を政府部内でもしなければならないんじやないかと、いうふうに考えております。財政再計算は從来遅くとも五年ごとに言つておりますが、そのあたりは今後の経済情勢のもとで五年でいかがどうかという問題も含めて検討を進めなきやいかぬと思っております。

もう一つの要素の費用負担のあり方について検討すべきである点は、国会で議論されました税方式の導入という点ではなかなか難しい問題ではないかと私ども思つておりますが、冒頭に先生から今お話をありましたように、拠出年金からいろいろな負担の割合とかそういう議論になりますと、意味はちょっと広がつてくるかもしれませんのが、基礎年金というもの今後どうやって運営していくかという問題にもなるわけでございますので、まあいつまでにという言い方はちょっと私ども約束しにくいのでございますが、政府部内にもいろんな意見が技術的にもある面もございますの

で、そのあたりは新制度発足後鋭意やはり私どもも研究・検討しなきやならないと思っておりません。もちろんこれは厚生省だけで結論を出せるものではないかというたしか強い御意見もあったよう聞いております。そういう意味で、正直に申しますと、非常に重たい課題を附則ではつきりと国会の御意図としていたいた格好になつておるわけであります。

そこで、私どもとしましては、これは新制度発足後といふことにはなりますが、まず基礎年金の水準につきましては、老後生活の基礎的な部分として一応これをもつて現制度の原点として考えたのでございますが、しかし、今のような国会での議論もございましたので、次の財政再計算と申しますか、まあ年金全体の財政を見直すときまでには、やはりこの水準についてはいろんな議論を政府部内でもしなければならないんじやないかと、いうふうに考えております。財政再計算は從来遅くとも五年ごとに言つておりますが、そのあたりは今後の経済情勢のもとで五年でいかがどうかという問題も含めて検討を進めなきやいかぬと思っております。

もう一つの要素の費用負担のあり方について検討すべきである点は、国会で議論されました税方式の導入という点ではなかなか難しい問題ではないかと私ども思つておりますが、冒頭に先生から今お話をありましたように、拠出年金からいろいろな負担の割合とかそういう議論になりますと、意味はちょっと広がつてくるかもしれませんのが、基礎年金というもの今後どうやって運営していくかという問題にもなるわけでございますので、まあいつまでにという言い方はちょっと私ども約束しにくいのでございますが、政府部内にもいろんな意見が技術的にもある面もございますの

省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○村沢牧君 本法改正案が出されたとき、厚生省もいろいろな意見を持つており、答弁もあつたけれども、なおかつ国会での修正条項を加えたということは、それだけに重みを持つておるというふうに思つています。したがつて、こうした法に基づいて前向きに検討しなければならないわけですが、これ以上引き上げるということは困難である。六十一年度のスライド価格では五万一千九百円でございますか、となつておるわけでございまして、これが以上引上げることを考えますと、いわば保険料負担というものの兼ね合いで考えますと、これ以上引き上げるということは困難である。

この水準の設定に当たつては、保険料負担とのバランスを考慮する必要がある。将来、一万三千円、これは五十九年度の価格でございますが、保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○村沢牧君 本法改正案が出されたとき、厚生省もいろいろな意見を持つており、答弁もあつたけれども、なおかつ国会での修正条項を加えたというふうに思つています。したがつて、こうした法に基づいて前向きに検討しなければならないわけですが、これ以上引き上げるということは困難である。六十一年度のスライド価格では五万一千九百円でございますか、となつておるわけでございまして、これが以上引上げることを考えますと、いわば保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○政府委員(山内豊徳君) 非常に難しい問題を含んでおるということは申し上げたいのでございませんが、決してだから検討しないということは申し上げたくないと思つております。

○村沢牧君 大蔵大臣にお聞きをいたしますが、大蔵省は財政当局であると同時に国家公務員の年金なんかも所管する省庁であるわけですが、今申しましたように国会でこのよくなつて附則が加えられた、こういう条項が設けられたことについて大臣としてはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(山内豊徳君) 一定の年齢に達した方

を総合的に勘案すると、老後生活の基礎的部分を保障するものとしては、当時いろいろ議論いたしましたが、妥当な水準だ、こういうことを申し上げたわけでございます。

この水準の設定に当たつては、保険料負担とのバランスを考慮する必要がある。将来、一万三千円、これは五十九年度の価格でございますが、保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○村沢牧君 本法改正案が出されたとき、厚生省もいろいろな意見を持つており、答弁もあつたけれども、なおかつ国会での修正条項を加えたというふうに思つています。したがつて、こうした法に基づいて前向きに検討しなければならないわけですが、これ以上引き上げるということは困難である。六十一年度のスライド価格では五万一千九百円でございますか、となつておるわけでございまして、これが以上引上げることを考えますと、いわば保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○政府委員(山内豊徳君) 非常に難しい問題を含んでおるということは申し上げたいのでございませんが、決してだから検討しないということは申し上げたくないと思つております。

○村沢牧君 大蔵大臣にお聞きをいたしますが、大蔵省は財政当局であると同時に国家公務員の年金なんかも所管する省庁であるわけですが、今申しましたように国会でこのよくなつて附則が加えられた、こういう条項が設けられたことについて大臣としてはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(山内豊徳君) 一定の年齢に達した方

を総合的に勘案すると、老後生活の基礎的部分を保障するものとしては、当時いろいろ議論いたしましたが、妥当な水準だ、こういうことを申し上げたわけでございます。

この水準の設定に当たつては、保険料負担とのバランスを考慮する必要がある。将来、一万三千円、これは五十九年度の価格でございますが、保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○村沢牧君 本法改正案が出されたとき、厚生省もいろいろな意見を持つおり、答弁もあつたけれども、なおかつ国会での修正条項を加えたというふうに思つています。したがつて、こうした法に基づいて前向きに検討しなければならないわけですが、これ以上引き上げるということは困難である。六十一年度のスライド価格では五万一千九百円でございますか、となつておるわけでございまして、これが以上引上げることを考えますと、いわば保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○政府委員(山内豊徳君) 放置しておくと将来無年金者になるおそれのある方という意味を含めての無年金者対策でございますが、御指摘のように、これも、先ほど申しました年金法の国会審議の際に非常に重ねての強い議論がございまして、両院において附帯決議を付せられた事項でございました。

この水準の設定に当たつては、保険料負担とのバランスを考慮する必要がある。将来、一万三千円、これは五十九年度の価格でございますが、保険料負担が必要となることを考えますと、いわば省はもとより、財政当局とのお話し合いをしなきやいかぬわけでございますが、私ども、附則の趣旨に従つて新年度発足後やはり鋭意研究を進めなきやならないテーマであるというふうに考えておられます。

○政府委員(山内豊徳君) 放置しておくと将来無年金者になるケースといいますのは、年金制度への加入手続を全くとつていて、初めから入っていない方とか、せっかく加入手続はとつておられるだけれども、保険料が滞納になつていている方針を出したいというふうにおつしゃつておるんですが、これからさらに検討していきますか。ただ国会で法律はこういうふうに決められ、附則は入つたけれども、ちょっと厚生省としてはなかなか難しい問題で検討ができないということなんですか。どうなんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 非常に難しい問題を含んでおるということは申し上げたいのでございませんが、決してだから検討しないということは申し上げたくないと思つております。

○村沢牧君 大蔵大臣にお聞きをいたしますが、大蔵省は財政当局であると同時に国家公務員の年金なんかも所管する省庁であるわけですが、今申しましたように国会でこのよくなつて附則が加えられた、こういう条項が設けられたことについて大臣としては、法律の規定の趣旨を踏まえて引き続きやっぱり検討していかなければならぬ課題だということはございました。

○村沢牧君 大蔵大臣、問題意識を持つておるだけは私も持ち続けております。

○村沢牧君 大蔵大臣、問題意識を持つておるだけではなくて、せつかく国会で議院の修正によつてこうした条項を加えんだから、これを素直に受けとめて政府としても対応しなきゃいけない、そのことを強く申し上げておきたいと思います。

○村沢牧君 大蔵大臣、問題意識を持つておるだけではなくて、せつかく国会で議院の修正によつてこうした条項を加えんだから、これを素直に受けとめて政府としても対応しなきゃいけない、そのことを強く申し上げておきたいと思います。

○政府委員(山内豊徳君) 一定の年齢に達した方

銀行の口座振替などの方法もできるようになつておりまして、実は制度上はこの四月から全国的に毎月納付に切りかえていいような条件をお認めいただいだのでござりますが、なかなかこれをすべて一挙にやることが難しい点がございますが、こういった方法を講じて、先生もお話のございました国会での御審議、附帯決議の趣旨に沿つた年金行政を進めていきたい、そんなように考えております。

○村沢牧君 ゼひ積極的に無年金者をなくすための対応をさらに講じなければいけないというふうに思います。

そこで大蔵大臣にお伺いしたいのですが、国民皆年金だとかあるいは年金一元化と言つても、今言われたように六十五歳以上の人九十八万人もこの基礎年金ももらえない人があるんです。これはただ手続上やつてないというのは指導によつて是正もできるでしょうけれども、納めることができない、つまり掛金を滞納する人たちですね、これが随分あるんです。したがつて、無年金者をなくすためにも、基礎年金の国庫負担を順次拡大して、将来税負担で何とかすべきではないか、こういう議論のあることは先ほど大臣からも答弁があつたところであります。私はそのように思つてゐるふうに思つてゐるのですが、どんなものですか。

大臣はニューリーダーと言つて、将来政権を担当していくという意欲を持つてゐるんですから、やっぱり国民皆年金と言われる今時期に、このぐらいのやっぱりビジョンをあんた出したついといふふうに思つてゐるのですが、どんなものですか。

○國務大臣(竹下登君) 我が国の公的年金制度といふのは、いずれも国民が拠出と給付の両面にかかり合ひを持つ社会保険制度、これで国民の参加と連帯感、こういうようなことで大体考え方としては定着しておるということであらうと思つております。

それで、目的税を導入して基礎年金を全額国庫負担にすることは本当は一つの考え方だと私も多い

つも思います。が、今まで提出した者と非提出者との方のバランスでございますとか、そういうことと、それから新たな財源というものはやっぱり巨額なものになつていくということも考えますと、国民の一休合意が直ちに得られるものかということがあります。が、やはり困難ではないかな、こういう感じも率直にございます。

これからますます高齢化の進展に伴いまして年金給付額が増大するわけでございますから、それをどのようにして防ぐかというのは、それこそ本当にかなり時間をかけた濃密な議論が行われて、国民サインの合意ができるということがやつぱりはどうだとか、いろんな議論があることは私も十分承知いたしておりますが、いつも検討するに値する課題だというところから、まだ国民のコンセンサスを得られる、これなら得られる課題だといふところまで私の考えもまとまつております。

それで、実際問題、審議会の意見でも出てきたことは、高齢化がこれから進んでまいりますし、それから年金の成熟化等もますます高まっていくわけでございますので、毎年相当規模の当然増が避けられないという性格を有しているわけでござります。そういう事情が背景となりまして、このよな社会保険予算について一般会計から切り離して、社会保険に関する給付と負担の関係を明確に示す、こういう構想が前厚生大臣の御発想として打ち出されたことがあるわけでございます。私どもも、こういう背景をバックにいたしまして、このような構想を真剣に勉強していかなければいけないといふふうに思つておるわけでございます。

ただ、この問題は国の財政構造の全体にかかわる問題でございますし、また今後の社会保険の進め方にも大きく影響する問題でもございますので、このよな考え方を進めるにつきまして幅広い角度から検討していきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 時々大臣のその哲学めいた話をよく聞くんですが、しかし、高齢化社会を迎えていく、しかし国民の中にはこの基礎年金すらもらえない人たちがどんどんふえてくるわけですね。これはやっぱり政治として放任をしておくわけにはいかないと思うんですよ。むしろこういうところへ目を向けなければいけないと思うんです。

つも思います。が、今まで提出した者と非提出者との方のバランスでございますとか、そういうことを、それから新たな財源というものはやっぱり巨額なものになつていくということも考えますと、国民の一体合意が直ちに得られるものかということがあります。が、やはり困難ではないかな、こういう感じも率直にございます。

これからますます高齢化の進展に伴いまして年金給付額が増大するわけでございますから、それをどのようにして防ぐかというのは、それこそ本当にかなり時間をかけた濃密な議論が行われて、国民サインの合意ができるということがやつぱりはどうだとか、いろんな議論があることは私も十分承知いたしておりますが、いつも検討するに値する課題だというところから、まだ国民のコンセンサスを得られる、これなら得られる課題だといふところまで私の考えもまとまつております。

それで、実際問題、審議会の意見でも出てきたことは、高齢化がこれから進んでまいりますし、それから年金の成熟化等もますます高まっていくわけでございますので、毎年相当規模の当然増が避けられないという性格を有しているわけでござります。そういう事情が背景となりまして、このよな社会保険予算について一般会計から切り離して、社会保険に関する給付と負担の関係を明確に示す、こういう構想が前厚生大臣の御発想として打ち出されたことがあるわけでございます。私どもも、こういう背景をバックにいたしまして、このよな構想を真剣に勉強していかなければいけないといふふうに思つておるわけでございます。

ただ、この問題は国の財政構造の全体にかかわる問題でございますし、また今後の社会保険の進め方にも大きく影響する問題でもございますので、このよな考え方を進めるにつきまして幅広い角度から検討していきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 大蔵大臣から先ほど答弁というか、大蔵大臣の考え方について発言があつたわけではありませんが、竹下大臣も、今国会の総括質問の中なかで、示唆に富んだ構想であるというよな発言をして、大臣も何かこのことがやつぱり考えな

そこで、どういうふうにするという答弁を今すぐ求めても、適切な答弁はなされにくさらないと思いますので、今大臣がいみじくも話があつた際、試案なるものも明らかにして大蔵省にも示しておるし、当時の厚生大臣はかなり前向きな答弁を国会の中でもしておるんです。

そこで、厚生省に聞きたいんだけども、こうした構想を出す背景は何か。そしてまた、あの当時国会の中でも答弁があつた、それから今日に至つてもその構想を示唆したような発言をしておるわけですから、厚生省は。

○説明員(岸本正裕君) 社会保障予算につきましては、高齢化がこれから進んでまいりますし、それから年金の成熟化等もますます高まっていくわけでございますので、毎年相当規模の当然増が避けられないという性格を有しているわけでござります。そういう事情が背景となりまして、このよな社会保険予算について一般会計から切り離して、社会保険に関する給付と負担の関係を明確に示す、こういう構想が前厚生大臣の御発想として打ち出されたことがあるわけでございます。私どもも、こういう背景をバックにいたしまして、このよな構想を真剣に勉強していかなければいけないといふふうに思つておるわけでございます。

ただ、この問題は国の財政構造の全体にかかわる問題でございますし、また今後の社会保険の進め方にも大きく影響する問題でもございますので、このよな考え方を進めるにつきまして幅広い角度から検討していきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 大蔵大臣から先ほど答弁というか、大蔵大臣の考え方について発言があつたわけではありませんが、竹下大臣も、今国会の総括質問の中なかで、示唆に富んだ構想であるというよな発言をして、大臣も何かこのことがやつぱり考えな

ければならないと思われるような答弁をなさつておるんですけども、大蔵大臣としても、今後前に向けてこうしたことを探討していくというお気持ちなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに示唆に富んだ御提案だということは、増岡私案ももとよりでございますけれども、五十四年ぐらいのときから国会の議論でもいろいろありますと、私も当時から示唆に富んだ提案だという認識は持っておりますが、今は社会保障の基本にかかわるというところは、いわば生存権保障のいわゆる生活保護費との関係の問題等も生じてくるでございましょうし、あるいは基礎年金に限らずもと広範な社会保障といふような面でとえた方がいいじゃないか、こうおっしゃる方もございますし、福祉目的税というような議論ももちろんございますし、だから財源も巨額になつてくる。だから財政当局からいえばどうしても便直化しがちになつてくる、こういうような嫌いもありますが、重ねて言うようですが、それでももう少し濃密な議論を本格的にしてみなれば、もう少し濃密な議論を本格的にしてみなきやならぬではないかな。

だから、厚生省を中心でお考いただくことでございませんけれども、私個人を含めて本当は、前向きと言われる所で、いかにも近い将来それが実現するといふほどの私にまだ自信がございませんの

で、もちろん後ろ向きではございませんの、真ん中ぐらい、まあ真ん中ぐらいで本当は強調するといふほどの私にまだ自信がございませんの

で、七年思つておることは事実でございます。

○村沢牧君 どうもはつきりしませんが、でも竹下大臣の国会における発言が少し変わってきておりますからね。私は、大蔵大臣もそういう意持になつたのかなというふうに受けとめておるわけなんです。

それはそれとして、厚生省試案だか増岡私案だか知りませんが、これを見ますと、歳入としりますからね。私は、大蔵大臣もそういう意持になつたのかなというふうに受けとめておるわけ

○國務大臣(竹下登君) 今おつしやいましたとおり私も記憶もいたしておりますし、先ほど申しましたが、今後予想される税制改正の動向、財政再建の状況、社会保障制度の再編成等を踏まえて、また、我が国社会保障制度の過度の一貫会計依存の解消を勘案して長期的なあり方を検討する。これは当然のことでしょうが、いずれにしても財源が問題になるんです。こういう構想に対しても大蔵省としてはどういう見解をお持ちなんですか。

はもっともだといふコンセンサスが得られる状態まで、まあ世論誘導といふ言葉は適切じやございませんが、世論の盛り上がりといふものが必要な課題ではないかなと思つております。

というものは絶対反対という立場を今日まで主張してまいっているところであります。しかし、この大型間接税に反対があるから、福祉目的税、こういう構想を掲げていくならば反対が少しでも和らいでくるのではないか、こんなねらいがあつてはいけないというふうに思いますが、そんなことはありませんね。

○國務大臣(竹下登君) いわゆるかつての一般財源費税(仮称)というようなものを入れやすいために、福祉目的税と銘打つたらどうだという考え方には、やっぱり税制とともにこじきれるところには、まだ目

な限りつくらないというのがそれは考え方の基本に置かぬきやならぬ問題だと思います。ただ、いろいろな議論の中で、政策選択の一つの様としてあらり得るかどうかということになりますと、これは

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

ましたように、社会保障全般、そうすると生存権の保障にいわゆる生活保護費というものが存在し、それと基礎年金といふものとをどういうふうに調和させるのがいいのかということは、これは私も国家公務員等共済の主管大臣ですから、まんざら全く資格がないわけじやございませんけれども、やはり専門の厚生省でいろいろ議論をしていただける課題であろうと思っておりま

と、まあ比率を上げておけば何となるわと、こういふ安易な考え方であつてはならぬ。それが一番取り上げられやすいのがたばこだから、そういう点は注意していなきゃならぬと言ひながら、結局たばこを今後地方財政計画といいやつたんでから、したがつて慎重ならざるをやつぱり得ないなと思つております。特に、ヨーロッパの大蔵大臣と話しますと、本当にみずから実感としてそういう反省をも含めた御発言がよくあるものですから、心していなきゃならぬ問題だと思つておることは、その限りにおいては、間接税がいいとか悪いとかという基本論は別といたしまして、とかく安易に税率等に手を触れる危険性と申しますか、そういうのはあるなど。自分がその罪、まさか罪を犯したという表現はいけませんが、今度の地方財政対策のときにひょっとやつぱりたばこ思ついたといふのは、みずからに言い聞かすべきことだな、そんな感じがしております。

○村沢牧君 非常に抽象的ないづれも見解になつてきますが、私は申すまでもなく大型間接税なん

区分、仕分けが不明確になつてくる。そしてまた実質的な一般会計からのツケ回しになる。私はそういうふうに思いますが、大蔵大臣はどういうふうに思いますか。

○國務大臣(竹下登君) 特別会計というものの持つ相対的な性格の中の欠点の部分が今おっしゃつたことではないかと、私もその点についての問題意識は大体同じじゃないかなという感じでござります。

○村沢牧君 そうすると、重ねてお伺いしますが、この特別会計を新たに設けるということについては、大蔵大臣としては、大蔵省としてはこれ慎重に取り扱つていく、必ずしも賛成でない、あるいはある面では抑えていく、こういう気持ちなんですか。

○國務大臣(竹下登君) これは財政という立場で見ますと、特別会計は可能な限りつくらない、福祉であるとかなんとかそういう議論は別として、財政の本質からいと、特別会計というのは可能

○村沢牧君 その辺はまた今後の参考としてよく承つておきましょ。確認しておきます。よろしいですね。

○政府委員(山内豊徳君) 年金積立金は、御指摘の如く、加入者、労使負担のいわば、言葉は強いかもしれませんが、強制的、義務的に加入していくだけで集めていく資金でございますので、やはりその運用は、年金制度そのものの長期的な安

トの外に置くためにそういう仕組みを考えたかと言われますと、それはやっぱり考えるべきことじゃないというふうに思つております。

Digitized by srujanika@gmail.com

○村沢牧君 本筋ではないし、そんなねらいで
もつてやってはいけないということを私は強く指
摘をしておきたいと思うんです。

そこで、財政が厳しくなるいろいろな特別会
計の構想が生まれてくるというふうに思うんで
す。しかし、安易にこれを認めると一般会計との
祉目的税ありきというような感じからアプローチ
していくというのは本筋じやないと私も思ってお
ります。

るとして、こととかねがったんですか。それはすべてのものについても特別会計を聖域としない。したがつて、例えば今防衛庁が自衛隊施設整備の特別会計をつくるという構想も持つておるやに聞くんですけれども、これについても今お考えになつておるような基本的な考え方ですね。防衛庁だから認めしていくとかなんとかいうことはありませんね。

○國務大臣(竹下登君) 従来とも一般会計でやつておつて余り特に支障のないことではなかつたか

○村沢牧君 その辺はまた今後の参考としてよく承つておきましょ。確認しておきます。よろしいですね。

○政府委員(山内豊徳君) 年金積立金は、御指摘の如く、加入者、労使負担のいわば、言葉は強いかもしれませんが、強制的、義務的に加入していくだけで集めていく資金でございますので、やはりその運用は、年金制度そのものの長期的な安

トの外に置くためにそういう仕組みを考えたかと言われますと、それはやっぱり考えるべきことじゃないというふうに思つております。

定なり、あるいはでき得れば保険料負担の将来にわたる軽減の方に回したいというのが私どもの率直な気持ちでございます。その意味では、年金資金にふさわしい運用というのはいかにあるべきかということは、年金制度を預かる厚生省としては非常に大きな問題意識を持つて取り組んでいます。そこで、今までの年金制度を預かるべきかとの一つでございます。

○村沢牧君 そこで、今申しましたように、積立金もかなりの額になつてゐるわけであります。私が言つたように、これを厚生省が自主運用によって利用するとするならば、年金財政にどのくらいの影響があるのか計算してありますか。

○政府委員(山内豊徳君) 今お話しの、自主運用といひますが、どのような仕組みで運用するかは別といたしまして、より有利な運用をもし実現することができればどのくらいの利回りが期待できるかということは、いろいろな計算ができるわけでございます。もちろん、現在の現実の金利情勢を考えますと、そう私どもが仮定計算するようにはいかないと思うでございますが、端的な数字、これは金利をあと何%より有利に運用できるかというのは非常に難しい問題ござりますが、ある仮定の数字、一%なら一%というものを上乗せして考えますと、やり方にもよりりますけれども、一年間で数百億というような感じの利益收入がさらに期待できるということは計算上は言えるんじやないかと考えております。

○村沢牧君 今申しした年金積立金の自主運用について、大蔵省はどういう見解を持ってますか。

○国務大臣(竹下登君) これは六十一年度予算編成に当たりまして厚生省から要求があつて、それで現状は、大臣折衝においてことしは見送らうということにしたわけでございます。その際、意見の相違はあるが、今後とも両省間で引き続きこの問題について検討、協議を行うということで処理をしたわけでございます。

したがつて、両省間の協議の問題は別として、今までのこの考え方というものは、言つてみれば、国の信用、制度において集めたものは一元的

な運用をするということが筋であるということです。私どもは考えておるわけでございます。したがつて、財政金融政策との整合性を図りながら、公共

の利益の増進に寄与するような運用が必要であるという限りにおいては、やはりいわゆる統合運用の仕組みが望ましい、こうしたことを探どもの方で主張して、そこで議まとまらず引き続き検討、こうしたことになつておるわけでございますから、大蔵省の基本的考え方、こうお尋ねがあれば、今日までとり続けてきたお答えを踏み出すといふわけには今日の段階でいかないということであります。

○村沢牧君 その問題については両省で今後検討していくという方向のようですが、午前中も論議がありましたように、財投の消化率は、例えば政

府系金融機関の分についても必ずしも全部使つているとは言い切れない。あるいは不用額が出てい。このことは、金融の自由化あるいは金利の問題などで政府系金融機関の魅力が失われてきた、これも一つの原因であるうといふに思うんですが、したがつて、このあり方についても大蔵省は検討するであります。しかし方針は、こうしたことから、今申し上げました年金積立金についても

自主運用していく。そういうふうな、本格的に検討すべき時期だと私は思いますけれども、まあ検討するということをございますけれども、財投資金のあり方等もあわせて、現状等を照らし合わせてみて検討しなきゃいけない、具体的にやつぱり大蔵省としても方針を出さなきゃいけない時期ではないかと思いますが、どうですか。

○村沢牧君 財投の検討していくことは当然のことだと思いますが、それとの関連においても年金積立金のあり方について今後検討していくとい

うことで、最大限尊重するという閣議決定の筋を引いていきますと今の答弁になつてくるわけでございます。

ただ、今村沢さんの御指摘なさいました、では政府関係金融機関等、いわゆる財投のあり方について議論すべきじゃないかということにつきましては、確かにいろんな変化が来ております。輸銀にいたしましても、もともとは輸出奨励、今それが輸入奨励のような変化に来ておりますし、それから開発銀行にいたしましても、私よく考えますが、ホテルとか旅館とかの融資は、最初の目的は外貨獲得のため、こういうことになつておりますが、外貨獲得は相当なことになつておりますので、この変化も生じておる。

その都度それを訂正しながら今日に来ておりまして、また開銀融資なんかが国際競争力をつけるための融資というような性格は全く変わっておる。このことは、金融の自由化あるいは金利の問題などで政府系金融機関の魅力が失われてきた、これも一つの原因であるうといふに思うんですが、したがつて、このあり方についても大蔵省は検討するであります。しかし方針は、こうしたことから、今申し上げました年金積立金についても

自主運用していく。そういうふうな、本格的に検討すべき時期だと私は思いますけれども、まあ検討するということをございますけれども、財投資金のあり方等もあわせて、現状等を照らし合わせてみて検討しなきゃいけない、具体的にやつぱり大蔵省としても方針を出さなきゃいけない時期ではないかと思いますが、どうですか。

○村沢牧君 財投の検討していくことは当然のことだと思いますが、それとの関連においても年金積立金のあり方について今後検討していくとい

うことで、継続審議と申しますか、ことしは見送ることでございます。

○国務大臣(竹下登君) それこそ両省間の引き続協議というものの結果をあらかじめ予測すると、何とか方向を出しますか。

○国務大臣(竹下登君) そこには見送るけれども、次の年度には何とか方向を出しますか。

○国務大臣(竹下登君) この問題こそよく御批判をいただきます。繰り入れ特例によって、言つてみれば、金を貸せ、その返済計画はあるか、必ず返しますという哲學だけで具体的な計画ないじやないか、そんな金の借り方は世界じゅう探してもないということで毎度御批判を受けておる問題でございます。

この問題はやつぱり、今日やむを得ざる措置と

してお願いをしておるわけでございますが、結局

いる財政投融資については、資金運用部による統合運用の現状を維持する」必要がある。それに

予算」として一般会計予算と密接な関連を有して

いる財政投融資については、資金運用部による統合運用の現状を維持する」必要がある。それに

予算」として一般会計予算と密接な関連を有して

いる財政投融資については、資金運用部による統合運用の現状を維持する」必要がある。それに

が、基本的考え方を明らかにしておるというのが現状でございまして、返済の期間とか方式とか具体的な内容は、今後の国の財政状況を勘案する必要があるので現時点では明らかにできない。一般会計が特別公債依存体質から脱却した後において、行革関連特例法及び今回の措置による年金国庫負担金の減額につき、積立金運用収入を含め、できるだけ速やかな繰り入れに着手する所存であるということでお許しをいただいて今日に至っております。がしかし、その際、年金財政の運営に支障を来すことのないよう計画的に繰り戻しを行うこととしておりますという考え方を述べるにとどめさせていただいているというのは事実でございます。

○村沢牧君 去年の法案審議のときと時間も大分たつてますので、大臣やはり真剣に考えて何とかしなければならないという方針でも出した思つたら、そっちの方は全然まだ手がついておらないという話ですが、ですから、こっちもだめ、それから年金積立金もだめ、それから特別会計も思わしくない、ただ基礎年金勘定だけはつくりましたよということでは、ことの厚生省のこの政策にも見られるように、来年の予算編成やつたって、ことしは老人保健法を改悪してまた悪くし始めた本当に国民のための政策ぢやない、政治ぢやないと思うんですよ。

そのことについて御答弁をいただきたいし、もう一つは、例えば補助金のカットの問題についても、六十年度一年度というのを別途法律を提案して三年間も延ばす。それから、午前中審議をした五十九年度決算剰余金の一般財源充当の問題、あるいは公債償還財源の定率繰り入れの不実行等々を合わせると、国民党はやっぱり政府の施策に対しても、大蔵省の財政運用について信頼を失つてしまふ。何言つたってこんなものはだめだということになつちやうんですね。約束したこととはちつともやらない。法律にも違反をする、公約も実行しない

い、これでは竹下さんらしい方針だと思いませんがね。もっとやっぱり国民に、この制度に約束したことだけは特にやっていく、その構えがなく

してはいけないと思いますが、どうでしょうか。○国務大臣(竹下登君) それは原則的にはおっしゃるところだと思っております。今大変苦しい折でございますから、確かにその苦しい折、そして

また将来にわたつてそうヨーロッパのような国民負担率を上げるわけにはいかないということになりますが、中長期的な視点からいろんな制度、施策の根本に踏み込まなきゃならぬ。その一つが、あるいは老人保健法の問題もその一つであると思っております。そして補助金、補助率の問題については検討委員会から両論併記の形のものをもらいましたが、去年は一年としましたのは、一年間に本格的な審議を行いますからとりあえず一律で一年にしてください。今度の分は、一応本格的な審議は行いまして、両論併記のものもあつたにいたしましても、したがつてこれは三年間の暫定措置としてお認めいただきたい。こういうことで、やっぱり年々知恵を絞ってきておることは事実でございます。

○村沢牧君 時間ですから終わります。

○鈴木一弘君 初めに保険料納付の免除の問題でお伺いしたいんですが、国民年金保険料の免除の適用を受けている人が、先ほども御指摘がありま

るの原因をどうつかんでいるか、まず伺いたいんであります。

○政府委員(山内豊徳君) 今数字を示して御指摘のように、五十九年度末で実は国民年金の保険料の免除を受けている方が一七・四%という率になつておるわけでございます。これがここ数年ふえてございますから、確かにその苦しい折、そして

私ども、端的な原因の土台には、景気の低迷とあります。そうして補助金、補助率の問題につきまして、生活保護費の問題については検討委員会から両論併記の形のものをもらいましたが、去年は一年としましたのは、一年間に本格的な審議を行いますからとりあえず一律で一年にしてください。今度の分は、一応本格的な審議は行いまして、両論併記のものもあつたにいたしましても、したがつてこれは三年間の暫定措置としてお認めいただきたい。こういうことで、やっぱり年々知恵を絞ってきておることは事実でございます。

○鈴木一弘君 これが、今の保険料免除者数の割合が昭和四十九年度では八%ですね。それが現在に至ると五十九年度で一七・四%。こういうことになりますと、やはり今の話のようになれば、保険料が高いということから、家計の状況が本来ならよくなつたら払えるけれども悪いから払えない、こういうことなわけですから、この免除者について

は、家計の状況がよくなつたら未納の保険料も納入するということになつておるはずだと思うんです。

○鈴木一弘君 これが、今保険料免除者数の割合が石川県の九%、福井県の一〇・五%、神奈川県が一・一%。高い県になると沖縄県は四二・四%もなつておりますし、北海道が二五・七、福岡県が二五・六、長崎県が二五%、こういうよう

に六十年三月ではなつてゐるわけですが、県によってこれだけ大きな違いがある。はつきり言えば、一体何が原因かと言えば、政府や地方公共団体の地域振興の対応に問題があるから、それだから収入の機会がないということどころでござつて、これが得ることでござりますから、しょんじやないか。実際には納付の場合には連帯納付義務もいるわけですから、その人たちも納められない。つまり御主人が納められない場合奥さんが納めるということもできない。そういうような職業や中小企業の人、個人企業の人があるといふことを意味しているわけですから、これはどういうふうに、その辺の地域振興問題とか、夫婦共働きもできないような職場なにかどうかといふことをちょっと伺いたい。

○政府委員(山内豊徳君) 都道府県別といいますか、全国的に見てぱらつきがあることは今数字を挙げてお示しのとおりでございます。

私どもも、その一つの、一つといいますか大きな原因は、今おつしやいましたその地域の経済情勢の反映といいましょうか、いろんな意味での経済状態のあらわれであろうと思つておるのでござ

るのではなくておきますが、この増加ちなみに五十九年度におきます追納の状況を数

字を挙げて申し上げますと、件数にしまして約二十一万、十九万二千件ということで、追納額こそ四十数億という額になつておるわけでござりますが、私ども、今お話しのように、免除された期間はあるとしても、所得を回復された場合には何とか追納の道をとつていただいて、またそのことにござつておることは御指摘のとおりでございます。

○鈴木一弘君 初めに保険料納付の免除の問題で

お伺いしたいんですが、国民年金保険料の免除の適用を受けている人が、先ほども御指摘がありま

したが、年々ふえて、昨年の三月末現在で一七・四%にもなつております。ことしはさらにふえる

いませんが、私ども自身ももう少し分析を加えた上

で御答弁申し上げるべきかと思ひますが、実はこの国民年金保険料の免除率というものは、全県民、全住民の何%という意味じやございませんで、御案内のように、その県での自営業を中心とする適用対象者の中の割合になるわけでございます。そういうことですと、やはり単に経済情勢の反映だけではない、今先生もお話のありました行政上の働きかけの差異のようなものもあるのではないかということもございまして、今後ともこの分析面を含めて綿密な検討と、またそれに対する対応を考えいかなきやならないというふうに考えております。

○鈴木一弘君 これは沖縄県は今言われた強制適用の被保険者数が二十一万五千人、ところが免除されている者が九万一千人という大変高い、半分近いということ。北海道にしても八十六万人を超える強制適用被保険者数がいるのに保険料免除者の免除された被保険者数が二十二万人というふうに、全国では三百十八万という大変な数字になつてゐるわけです。ですからこれは今のような答弁だけでは私は本当は不満なんです。

実は本人が納められなくたつて連帯納付義務者もいるわけですから、両方から來ている。当然であるべき免除の人と、それから申告で免除になるのとあることもわかつておりますが、それがこういうふうになつていてるということですから、やはり、これは何かほかがこんなでござりますというのじやなくて、各地域での、これは厚生省の問題じやないでしょけれども、連絡を取り合つて就労の機会とかそういうものをやすりような方法をとらさなきやいけないんじやないかと思うんですね。こういうことはきちんとした連絡会議等が必要だらうと僕は思ふんです。これはひとつ大臣、全体に絡まりますので。

○政府委員(山内豊徳君) 厚生省に対する御質問の意味とは裏腹であろうと思ひますが、何かこういった県のばらつきを考慮した地域政策の道があるんじやないか、そのため厚生省はもっと幅広い行政の立場から何か工夫すべきではないかとい

う御指摘だと思いますので、私も、年金行政をあらざかるという狭い立場だけじゃなくて、何かやはり考えていかなきやいかぬテーマという気がいたしております。

○国務大臣(竹下登君) 例えば財政が出動して仮にも失業対策事業とかいうようなものをやると、これも本當は前向きではございませんし、そうすると、地域振興のために考えられる一つの手

法としては公共事業の傾斜配分とか、そういうことは考えられる手法の一つだなとは思います。

それから例えば民活にしても、いわば都市周辺だけではなく、草の根民活のようなところへ焦点を合わせたものもあるのをやつていくとか、あるいは企業分散、これもなかなか法律で追い出したりするわけにいきませんが、そういう指導をしていくとか、そんなななことが地域振興に役立ち、ひいてはそういう方の数が減つていくといふようなことになるのかな。これはまさに当を得たお答えになつていいと思います、私自身も常識の範囲でそんなことかなという感じを持ちました。

○鈴木一弘君 敵しい基準の見直しがあるというようなことが報道されている。そういうことになると低所得者層に過度な負担をかける。いわゆる免率を低くするために、今まで免除された者を免除できないような条件に持つていて、立派なことですか、こういふそれが出るわけですねども、そういうことが既に報道されているのを免除された上限と下限の間での基準でございまして、決してより厳しくとか、より緩和された基準について現行基準を現状に即したものに、あるいはまた運用しやすいものに見直す作業をしておりますが、おっしゃるように何とか新年度の適用に間に合うように新しい基準を定めたいと思つて今鋭意見直し作業をやつしている段階でございます。

○鈴木一弘君 削減の問題だから大臣にお伺いしたんですけども、イコールフィットティングなんという答えが出るわけないんでですから、しようがないと思いませんでした。

○鈴木一弘君 これは今申し上げたのは政治的な判断の問題だから大臣にお伺いしたんですけれども、常識の範囲でそんなことかなという感じを持ちました。

○鈴木一弘君 これは今申し上げたのは政治的な基準、これは何かそのものの見直しを考えているということが言われているんですが、これは本当に得たお答えになつていいと思います、私自身も常識の範囲でそんなことかなという感じを持ちました。

除基準と言つてゐるわけでござります。これは大体大きな年金改正をやります、私ども言いますと、財政再計算をやりますたびにこの基準も見直すということで、現在実はその上限、下限の間の基準について現行基準を現状に即したものに、あります。この運用しやすいものに見直す作業をしておりますが、おっしゃるように何とか新年度の適用に間に合うように新しい基準を定めたいと思つて今鋭意見直し作業をやつしている段階でございます。

○鈴木一弘君 厳しい基準の見直しがあるというようなことが報道されている。そういうことになると低所得者層に過度な負担をかける。いわゆる免率を低くするために、今まで免除されていた者を免除できないような条件に持つていて、立派なことですか、こういふそれが出るわけですか。

素に着目して中間的な運用を図つていかということが見直しを考えておるわけでございます。でこの見直しを考えておるわけでございます。できれば要素ごとに点数制のようなものをとりまして、少なくとも、所得税非課税だけども何点以上たらやはり何とか免除じゃなくて納付をお願いしたい。その辺、先ほど申しましたように毎月納付の仕組みを加味するというふうなことでお勧めしていくというふうなことを考える。そういう意味での、基準そのものを、何と申しますか、年金制度を運用していく立場からきちんとしたものにするということを言つておるつもりでございまして、決してより厳しくとか、より緩和されたということを單純に考えておるわけでは全くございません。

○鈴木一弘君 厳しい基準の見直しがあるというようなことが報道されている。そういうことになると低所得者層に過度な負担をかける。いわゆる免率を低くするために、今まで免除されていた者を免除できないような条件に持つていて、立派なことですか、こういふそれが出るわけですか。

と、これから国民年金の行き方で、またまた今度引き上げということが予想されるということになりますと、ますますこれが増加していくんじやないかというふうに思うんですけれども、そういう点はどう考えておりますか。

○政府委員(山内豊徳君) 確かに御指摘のように、昨年の法改正によりまして、国民年金水準につきましてもかなり保険料負担を緩和して給付のものを適正化させていただいた。その結果、従来制度のままであれば、将来的には現在価格で二万円近くなる、一万九千円といったオーダーの保険料負担を何とか将来の姿でも現在価格で一万三千円程度で抑えるということを改定させていたただいたわけでございますが、そうは申しましても、現在のこの四月で七千百円という保険料が現在価格でそこまで段階的に引き上げられてまいりますと、今先生がお話しの問題が起ることは私どもも考へておるところでございます。

そこで、先ほどちょっと申しました、ことしの新しい年金制度では、今まで三月に一遍だったものを、毎月納付の道を法律上開くとか、あるいは口座振替というのは一定の口座をお持ちになつた方に限られた発想かもしませんが、口座振替の形で納めやすい環境をつくっていくというようなことを組み合わせることによりまして、何とか現在の状況を少なくともより悪くしない方向で努力していきたい、そのように考へておるわけでござります。

○鈴木一弘君 ですから、今の答弁ですか、先ほどありました答弁でも、強制加入対象者のうちの長期未納入者が約六%近い、百万人近い者があります。その上に保険料の免除者が先ほどのよう百十八万人にも上っている。こういうことになると、あわせて四百二十万人程度、いわゆる国民年金対象者の約二三%の人が年金が将来受けられなくなるか、それとも免除期間が長ければもう金が少なくなる、年金が少なくしか受け取れないという現象になるわけですから、これはちょっと制度上の欠陥 いわゆる空白期間の計算は結構たけれ

ども、そのために、本来ならば一番受けなきやならない人にいかないということになりかねない。そういう人は一体どこで救われたらいのかといふことが出てくるわけです。これは制度上の欠陥だと思うんですよ。

○政府委員(山内豊徳君) 先ほども御答弁申し上げましたように、現状の高齢者の実態調査からも九十九万人という方が年金をもらわない状態におられる。そのほかに、先生の御指摘のように、免除期間が長いと国庫負担に伴う三分の一の水準しか保障されませんので、かなり低い年金になる方がそのままにもいらっしゃるということになるわけだと思います。

この点を制度上の欠陥という言葉を使っての御指摘でございますが、社会保険システムをとった公的年金としての一つの帰結であることは私も率直に認めざるを得ないのでございますが、しかし、これを納めなくていい年金制度というふうに変えるには、まだこれ一つの考え方の飛躍にもなりかねないものですから、私どもは、繰り返しこざいますが、納付の方方法あるいは追納の勧奨、あるいは免除基準の一面向でのきちんとしたものに直すということを通じて何とかこの数を極力減らし、またやさしいようにしたいと努力するということを御答弁申し上げさせていただきたいと思ふわけでございます。

○鈴木一弘君

答弁は答弁でわかるんですけれども、公的年金の持つところの一番大きな役割は所

うんです。何もその方々からたくさんの中金のいわゆる保険料を取りなさいということじゃございません。

その点はお考へになつたことはありますか。

○政府委員(山内豊徳君) ただいま申しましたように、社会保険の仕組みの上に公的年金を形成するということ、これは一面においては、それ自身、現役の時代に能力に応じて拠出をし、老後を迎えるという原理としては、もちろん国際的に全くそうでない、社会保険をとつてない國もないとほございませんが、一應私どもも確立された一つの年金の手法と考えておるわけでございます。

その意味で、それをがらりと変えまして、何か抜本的と申しましようか、非常に超制度的な改正をやるということについては必ずしも考へ切れないでいるということは事実でございます。と申しますのは、やはり年々膨大な保険料をいただいて

社会保険として運営してきた年金制度を、一挙にそのような議論の方向だけで変える、変えないということを議論することは、やはりこれまで加入されてきた方との均衡の問題も残つてしまりますので、そういう意味でも、何かこれを保険料システムでないものに全く変えてしまうということについては、なかなか私どもも検討ということを言えない立場にあるよう考へております。

○鈴木一弘君

先ほどの村沢委員の質問の中にあ

らかの対策を検討すべきじゃないかと思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(山内豊徳君) 確かに今御指摘のある意味では所得に応じた保険料というようなものを今までの国民年金の制度の中に導入できないうまでも、そのために、私はそのために、国会で御議論がありまして、また検討につきまして法律上の附則としてもお示しをいたしているわけございます。ただこの場合、特に所得再配分効果があることは私どもも認めるのでございますが、より所得の高い方が非常に所得の低い方の分を負担する、つまり自分が納めた所得比例保険料よりもやや下回る水準の給付で御納得いただくとほございませんが、一應私どもも確立された一つの年金の手法と考えておるわけでございます。

その意味で、それをがらりと変えまして、何か抜本的と申しましようか、非常に超制度的な改正をやるということについては必ずしも考へ切れないでいるということは事実でございます。と申しますのは、やはり年々膨大な保険料をいただいて

法律上の附則としてもお示しをいたしているわけございます。ただこの場合、特に所得再配分効果があることは私どもも認めるのでございますが、より所得の高い方が非常に所得の低い方の分を負担する、つまり自分が納めた所得比例保険料よりもやや下回る水準の給付で御納得いただくとほございませんが、一應私どもも確立された一つの年金の手法と考えておるわけでございます。

その意味で、それをがらりと変えまして、何か抜本的と申しましようか、非常に超制度的な改正をやるということについては必ずしも考へ切れないでいるということは事実でございます。と申しますのは、やはり年々膨大な保険料をいただいて

法律上の附則としてもお示しをいたしているわけございます。ただこの場合、特に所得再配分効果があることは私どもも認めるのでございますが、より所得の高い方が非常に所得の低い方の分を負担する、つまり自分が納めた所得比例保険料よりもやや下回る水準の給付で御納得いただくとほございませんが、一應私どもも確立された一つの年金の手法と考えておるわけでございます。

○鈴木一弘君

先ほどの大型間接税というか、そういうものをもって福祉目的税をつくるというようなことがあつたんですけれども、そういうことをやる前に、現行の、定額の保険料システムになつてゐるわけですが、その定額の保険料システムをある程度所得比例制の保険料の納入に変える、そういう導入をする、そういう部分の導入を図るというようなことによって、今国庫からの支出の三分の一のものだけしかもらえないという人たちも、若干それに上増しすることができるとなるんではな

いかというようなことも考えられるんですけれども、そういう所得再配分機能も持たせたような何

増額提案、それから審議会では所得付加の税とい

うことを改めていく方法を考えるべきだろうと思

うのもありますて、いわば所得水準によつての負担を変えるということはある意味において所得付加税みたいなものじゃないか、こういう議論もなされるわけでございます。

今、間接税を念頭に置いて示唆に富んだということを言つたつもりではございません。中長期の安定した社会保障制度の確立という意味において、私は前厚生大臣の提案も含めて示唆に富んだと、こういうことを言つておるわけであります。が、そもそも税制調査会でどういう経過をたどるかと申しますと、いわゆる間接税というものについては、今までの税調の流れから見ますと、課税ベースの広い間接税の論議というのはそれはなざれるでございましょうが、そもそもはやっぱり今の税調の審議の手順からいいまますと広範に審議される課題である。さあそのときに、目的税というようなわが政策選択の問題まで議論されるかどうかということについては私も判断をいたしかねておるということをございますので、今特別会計とかあるいは特別な財源問題とかについての闇心を一般論として申し上げておるんであって、それはいわゆる大型間接税そのものが直ちに運動しておるということをございます。

○鈴木一弘君 わかりました。

国民年金の還元融資のこと伺いたいんです

が、御承知のように、年金福祉事業団には厚生年

金、国民年金の還元融資が入つておると、こう予

算や財投の計画の説明にあります。年金福祉事業

団には六十一年度に九千七百三十五億円出る予定

に計画が組まれていますが、この九千七百三十五

億円の内訳をちょっとと言つていただきたい。

○政府委員(山内豊徳君) 今ちょっと手元に数字

を取り寄せて御説明いたしますが、大きく区分け

しますと、いわゆる住宅資金の貸付事業に当たる

分、これはかなりの額になつております。そのほ

か事業主の建設なさる保養施設あるいは社宅の建

設に対する融資でございます。あと、かなり償還

が始まつておりますが、大規模年金保養基地の

整備に必要な分といふのが入つておりますて、そ

の数字につきましては今御答弁申し上げたいと思ひます。

○鈴木一弘君 答弁が違つておるんです。

○委員長(山本富雄君) 数字の追加ありますか。

○政府委員(山内豊徳君) ございません。以上でございます。

○鈴木一弘君 私が聞いたのはそうじやないんで

す。年金福祉事業団に昭和六十一年度に九千七百三十五億円の還元融資がなされる、国民年金、厚生年金から。そのうち国民年金からの還元融資はどのくらいですかと、こう言つておるわけです。

○政府委員(山内豊徳君) 失礼いたしました。

還元融資はその時点の年金資金の増加額の約三分の一といふことになりますが、国民年金

分は御案内のように余り新規の積立金増がございませんので、このほとんどは厚生年金関係の新規

預託分の三分の一から資金充当されたといふふうにお考えいただきたいと思います。

○鈴木一弘君 今までの借入金の累積残高等お知らせいただきたいんです。また貸付金の残高。

○政府委員(山内豊徳君) ちょっと手元に単年度ごとの数字しか持つておりませんもので、その累

積につきましては至急数字をちょっとお示ししたいと思います。

○鈴木一弘君 私の方が要求したのが来ていましたが、そちらから答弁していただく方が確認できる

と思って申し上げたんです。

○政府委員(山内豊徳君) これは私が今申しまし

た一課税標準額の数字をお示しじゃないかと思

いますが、取得価格は実は二億では済みませんで三百八十九億かかるわけですが、それが

先ほど申し上げました、平均的には七・五倍ぐら

いに課税標準額として伸びておるということを申

し上げたわけでございます。

○鈴木一弘君 これが全部で十一の大規模保養基

地の土地が取得されておりますが、現在できてい

るのは二ヵ所、償却されたのが二ヵ所ですから、まだ五ヵ所はできていない。ことしからオーブン

する、来年オーブンするというのがあるようす

が、これはどうしてこんなふうにおくれた――おくれたというとおかしいですけれども、私聞きた

いのは、指宿とか、あるいは非常にいわゆる取得

時価格に比べて土地の価格の上昇の少ないよう

な横浪、こういうところが多いというのはどうい

うことなんですか。三木のように物すごく価格が

上がっているところもあれば、どうなっているん

でしょうか。

○政府委員(山内豊徳君) その点は、実は課税標準額といふのは、基地が開設されまして特に利用

が始まりますと非常に評価が改められるわけでござります。したがいまして、今先生御指摘の三木

基地は一番開設も早く、現在もう既に利用状態に入つておりますために、課税標準額を例え三千

万台としますと、それがもう現在十四億の計算になります。

ところが一方、指宿などはことしおかげ今まで

開設させていたいたたのでございますが、この時

点ではまだ開設前の土地の姿でござりますので、約四・九倍といふことになつてゐるわけでございまして、このあたりは、課税標準額を申し上げる

ことは問題かもしれません、こういった施設は開業が始まりますと、またそれが非常に有効に運用されますと課税標準額も伸びてくるというそ

結果でございます。

○鈴木一弘君 これは大分問題になつて前から言

われていたんですが、各基地について収入に対す

る支出の方が多過ぎる、これは年金に対しての足を引っ張つていくことになるんじゃないか、悪影響を及ぼすということが大分指摘をされたわけですが、現状は改善されてきているんですか。

○政府委員(山内豊徳君) 端的に申し上げますと、三木基地の前例を率直に申し上げたいと思うのですが、実は五十九年度収支で約四千九百万の赤字を出しております。これにつきましては、いろんな状況分析もいたしまして、おかげさまで六十年度の実態ベースとしては何とか収支どんとんでいけるという見通しをほぼ確実に持つておるわけでございます。そういう意味で、現在開設済みのものが六ヵ所にはなるわけでござりますが、今後ともそういう経営努力を続けることで何とか、創設時の一的な運営上の赤字は別といたしまして、経常的には運営費から赤字が出ることは何とか避けたいと思っておりますし、また避け得るんではないかという見通しを持っております。

○鈴木一弘君 この基地の問題で、そのために厚生年金、国民年金に対しても、そこから還元融資したけれども、いざ必要なときは金が戻つてこないという、足を引つ張るというおそれを大分言われたわけでありますから、最初の建設費から全部を含めて、今後本気になって考えていただかなきやならぬと思います。

いま一つ最後に伺いたいのは、年金福祉事業團の中に資金確保事業三千億円というものが昭和六十一年度から出ている。これは一体何をやるんですか。聞くところによれば、既発債の売買をやるとかそういうようなことを聞いているわけですから、これは、年金事業團で一方で赤字をつくっているのに片方でそういうものをやって、いわゆるマネーレームに参加したい、こういう意思表示に受け取れるんです。何だか財投の中にまた一つ別のこういう自主運用部門ができてくる。だから虫食い事業のように、財政投融資の中から、これだけは私の方の金でございますといつていくような風潮があるようと思えてならないんですよ。

これは厚生省に伺うのと一緒に、最後に大臣から、そういう傾向について政治的な判断をお願いしたいと思います。

○政府委員(山内豊徳君) 今お話しの資金確保事業は今年度の新しい事業で、関係の法改正につきましても現在国会に御審議をお願いしているわけでございますが、既に発債の売買という例を出されましたたが、私ども、事業団の事務体制からいっても、この運用事業そのものは現在では金銭信託、つまり信託会社への委託という形以外にはそれないと思つております。したがいまして、事業団自身がマネーレームに参画するという趣旨ではございません。

この趣旨は、御案内かと思いますが、そういう運用をすることによってできるだけ有利に運用し、その運用によって得た利益を事業団自身が住宅に貸し付けますときの原資に当てるといふ発想から、私どもとしても還元融資の一つの事業として大蔵省と御相談し、お認めいただいた新規事業でございます。

○政府委員(窪田弘君) 還元融資の歴史は昭和七年のこの年金発足以来ございますが、先ほど御指摘のような年金保養基地のように、加入者で生きるだけ安いお金で還元しようという思想の時代もありました。しかし今日、先ほどからも御指摘のように、できるだけまた年金の資金を有利に運用してみたいという考え方も出てまいりました。今山内審議官からお答え申し上げましたように、有利に運用する事業もひとつやつて、それをまた加入者に還元する、年金の事業団の原資に当てるという試みの一つとして始まつたものと理解しております。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる両大臣、両省の協議事項として差しかけになつておる問題とはやっぱり別の問題ではないかなというふうに私も當時理解をいたしまして、この限られたものが有利運用されることによって、かつてのやつぱり低利で公共性のあるものに使っていく、その一環としての、言ってみれば還元融資の範囲内の仕組みだ

というふうに私なりに理解を予算編成のときについたした次第でございます。

○近藤忠孝君 我々は年金制度改悪に強く反対いたしましたが、この法案は、基礎年金がこれで創設されまして、それに伴う勘定区分のためのものだということで反対せざるを得ないものであります。

まず最初に質問したいのは、一部の自治体で誤解があつて誤った指導が一時されたような問題で、その辺確認したいんですけど、夫を亡くして厚生金の遺族年金受給者になっている人が、まだ年はそんなにいってないために国民年金を掛け付けてまいったわけですが、今回の制度改革によって今後の掛金は掛け損にならなかという問題であります。すなわち、厚生年金、これは遺族年金ですが、同時に、将来国民年金はこれは本人として受給される、この両方の支給を受けられるかどうか。一部の自治体の中では掛け損になりますよという指摘があつたんですが、もしそうだとしたら大変な話なんですね。その辺について明快にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山内豊徳君) 今回の年金改正は、二つ以上の年金をもらう場合に調整する、併給を原則として認めない、一人一年金の原則ということが大きな柱になつております。そのため、あるいはそういう発想からP.R.の取り違いが起つたのかと思いますが、確かにそういう原則でございますが、実は六十五歳からもう老齢基礎年金と、いわゆる従来的な厚生年金の遺族年金とは六十五歳以上併給されるという、いわば例外がござります。今の点、市町村指導における問題でござりますれば、社会保険庁を通じましてさらにもう一度お答えいたさうに十分指導をしていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 次には、これは竹下大蔵大臣ともいたしました問題であります。問題は、年金財政破綻論といふことが我々に言わせれば改悪の根拠になつてゐるんですが、しかし、その破綻論の根拠になつての、言つてみれば還元融資の範囲内の仕組みだ

というのが、G.N.P.の伸びと賃金上昇率とを同じ5%で計算しておるんですね。しかし、政府には「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というのがあります。その中ではG.N.P.の成長率は六・五%となつていて、その六・五%を使わずに同じ五%。とすればこれは破綻が出てくるのは当然なんです。しかし、この経済成長率六・五%で計算をすればせいぜいビーグル時でもG.N.P.比率一〇%以下。となれば、現在の世界先進諸国のがあります。その辺確認したいんですけど、夫を亡くして厚生年金の遺族年金受給者になつている人が、まだ年はそんなにいってないために国民年金を掛け付けてまいったわけですが、今回の制度改革によって今後の掛金は掛け損にならなかという問題であります。すなわち、厚生年金、これは遺族年金ですが、同時に、将来国民年金はこれは本人として受給される、この両方の支給を受けられるかどうか。一部の自治体の中では掛け損になりますよという指摘があつたんですが、もしそうだとしたら大変な話なんですね。その辺について明快にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山内豊徳君) 今回の年金改正は、二つ以上の年金をもらう場合に調整する、併給を原則として認めない、一人一年金の原則といふことが大きな柱になつております。そのため、あるいはそういう発想からP.R.の取り違いが起つたのかと思いますが、確かにそういう原則でございますが、実は六十五歳からもう老齢基礎年金と、いわゆる従来的な厚生年金の遺族年金とは六十五歳以上併給されるという、いわば例外がござります。今の点、市町村指導における問題でござりますれば、社会保険庁を通じましてさらにもう一度お答えいたさうに十分指導をしていただきたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 結局、勉強してみますと、一つの前提をどう置くかということだなといふふうに感じました。確かにあのとき内閣委員長さんにお願いをして、答弁する、また正確なお答えをする機会を与えてください、しかしそれの前に法案は通つちゃつた、こういうことでございまので、せつかくの機会でござりますから、基本的にはあるいは厚生省からお答えになるべき問題かと思いますが、我が方の事務当局からもお答えをいたさせます。

○政府委員(山内豊徳君) この問題は、確かに厚生省は、給料とかそういうものが5%伸び続けられるという前提あるいは年金賃金が7%で運用されると、いう前提でいろいろな数字をお示ししてお

ます。そのときは、先生前回も御指摘ございましたように、分母にする国民所得の方も五%伸びるという前提で御説明していたのは厚生省としては事実でございます。しかし、もし国民所得の伸びを六・五%と見るべきであるならば、私どもは年金の給付水準も同じ率で伸びなければおかしくなる。したがつてまた、保険料収入にかかわります加入者の月給も六・五%伸びないとそれに合った保険料が入つてこないという意味では、その点は、もし六・五といふことを採用すべきであるならば、その数字で全部を置き直しますとやはり対G.N.P.の比率は同じように上昇すると考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、G.N.P.が六・五%で伸びていつたとなりますと当然賃金も六・五%

と申しますのは、あくまで五%計算の年金給付額を分子に置きましたし分母だけのG.N.P.を六・五

に伸ばしますと、これは当然余り負担は出てこないでございますが、そうなりますと、その時点

その時点の年金支給額は国民経済の全体の伸びに対しまして見劣りをしてくるということになるの

で、それは私ども取り得ないということを、ちょっと十分な説明できずに前回誤解を与えてしまつたかと思いますが、申し上げてきたつもりでござります。

○近藤忠孝君 そうしますと、将来の問題としまして、賃金の伸び以上、賃金の伸びは一応五%と予測をしていますから、伸び以上に給付の内容を充実をする。そういうことを今あなたはそこで約束したのだ。これは結構いことなんですよ。大臣もそいつを約束してくれればそれはなかなかいいことなんだけれども、これはどうですか。

○政府委員(山内豊徳君) ある意味ではお約束申し上げたいと思います。と申しますのは、五年に

一度の財政再計算におきましては、その間の国民生活の上昇を織り込まなければやはり年金水準は見劣りしてまいりますので、本当に六・五%の継続

ました場合は、やっぱりそれに見合った給付水準を少なくとも財政再計算の際にはお約束しないと、これは公的年金として許されないと思つております。

○近藤忠孝君 私がこの数字を申し上げた六・五%というのは、これは先ほど指摘したような政

府の数字ですね。しかも、それは物価が安定しかかった昭和五十三年度以降のG.N.P.の平均伸びとほぼ一致するんですね。それから賃金の伸びもそ

の間の伸びと一致をする。これはやはり比較的安定した経済情勢のもとでの状況ですよね。当然そ

うなればその差を見ていく。これはやっぱり実情で、将来もそのことは予測できる。となれば、私は厚生省の言う財政破綻論というのをやつぱりおかしくなってくるんじやないかと思うんですが

○政府委員(山内豊徳君) さようでございます。

五年に一度の再計算ではやっぱりそれだけの高い給付水準の伸びをしないと、賃金に対して給付が見劣りしてまいりますと、現役の賃金の何%といふ表示が狂つてまいりますので、それはお約束しないければならないと思つております。

○近藤忠孝君 そうしますと、それはそれで結構なことなんだけれども、財政破綻論自身に問題が出てくるんじやないか。財政破綻は別にしないじやないかということになりませんか。要するに、

G.N.P.の伸びとそれから賃金の伸びとに差をつけてしまふんじやないか。いや、同じに見たんでは破綻してしまふんではないかといふんですね。

しかし今の答えでは同じ程度の給付水準ということがになつていくんでしよう。

○政府委員(山内豊徳君) G.N.P.も年金給付額も同じ率で見ても、現行制度のままでは、端的に申しますと、受給者の数の増大要素が大きくて大変な負担になる。したがつて給付そのものを適正にさしていただくという意味で申し上げておるわけ

でございますから、新年金制度による限りは大体私どもが見通しておる掛金の負担率で済むというふうに考えております。つまり、賃金も六・五

%、給付も六・五%伸びしましても大体私どもが想定しておりますような掛金率で済むというふうに考えております。

○近藤忠孝君 私がこの数字を申し上げた六・五%というものは、これは先ほど指摘したような政

府の数字ですね。しかも、それは物価が安定しかかった昭和五十三年度以降のG.N.P.の平均伸びと

ほぼ一致するんですね。それから賃金の伸びもそ

の間の伸びと一致をする。これはやはり比較的安

定した経済情勢のもとでの状況ですよね。当然そ

うなればその差を見ていく。これはやっぱり実情で、将来もそのことは予測できる。となれば、私は厚生省の言う財政破綻論というのをやつぱりおかしくなてくるんじやないかと思うんですが

○政府委員(山内豊徳君) 私も確かに、昨年申し上げましたように、いかにも今後の経済の伸びを五%であるかのことと厚生省の数字を御理解いたしましたが、それはそれで結構なことなんだけれども、それは誤りであるというふうには申し上げたつもりでございますが、私どもが、負担が大変になる、破綻といいますよりも、負担が大きくなるという意味は、あくまでそのときそのときの現役の賃金に対する掛金の割合、賃金に対する年金給付の数字の割合で議論しておりますものですから、どうしても私どもとしましては、五%計算ならばそれをすべてが五%、もし六・五にならんんであればやはり給付も、掛金の基礎になる収入の方もそれに応じて伸びさないと、私どもの考へている負担の割合を示すことにならないと本心から考へておるわけでございます。

○近藤忠孝君 それから、先ほど、賃金の伸び以上に給付を中身を充実するということを約束されたとなりますと、最初からそういう約束しているんだつたら、何も前回の改悪、我々改悪と言つたのは、保険金は高く給付は低くと、そんなことをしなかつて、もうちよつとそれを緩和したつてよかつたんじやないか。何もあんな改悪しなくてもよかつたんじやないか、今の答弁から私はそう思ふんですが、どうですか。

○政府委員(山内豊徳君) 私らよつと今言葉が不十分で、賃金は五%しか伸びないので国民所得が六・五で伸びるからその分は給付だけよくすると

いうふうにお聞きになつたら、それは誤りでございます。といいますのは、六・五%で伸びるよう

な経済社会では賃金も六・五で伸びるであろうか

らという前提で申し上げておるわけでございます。

○国務大臣(竹下登君) 今厚生省との一問一答の

よう、やっぱりあの際、恐らく賃金の上昇率を

五%に置いて、そして運用利回りを七%に置いた

計算ならあのとおりだと思います。

○近藤忠孝君 大臣、事務当局に答弁回しあつたんですけども、やはり前回の私の質問に対し

てどうも勉強した形跡ないし宿題には答えてないんじゃないのか、こう思われるを得ませんけれども、最後に大臣の見解をお聞きして質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) 今厚生省との一問一答の

よう、やはりあの際、恐らく賃金の上昇率を

五%に置いて、そして運用利回りを七%に置いた

計算ならあのとおりだと思います。

○近藤忠孝君 六・五というのも、考えてみると、八〇年代後半の予測でございますから、したがつて恐らく、

先がどうなるかわかりませんが、二十一世紀とい

申告いかんによりますから、そちらすると納税の面と保険料の面と両面でもつて相当な開きが出来る。これをほっておくというわけにいきませんから、あくまでこれは本人の問題というものの、こちらも捕捉の体制といふんですか、きちんと把握するようなシステムができるないと非常に困るんじやないかなと、この辺心配しているんですけども、どうでしょうか、当局としては。

○政府委員(山内豊徳君) 今御指摘の点は、私も実は同様と申しますが、同じ角度から考えなきやいかぬ問題と思つております。

どちらかと云ふと、現在の社会保険並みに建

間をしたわけですが、結果的にこれはそもそもまさかのぼるとパートの問題にもなるんですね。九十万円で抑えれば税金問題でセーフだから、自分の税金、それから例の配偶者控除のあるなしによりつて御主人の所得税、住民税、その辺は徹底して九十万で抑えるというのはわかっているんですが、しかしもう超えざるを得ないぐらいたりにかなり収入も上がってきてますからね。そうすると超えてきたときにどうするか。損になることはしたくなかったという人が人情ですからね。そうすると、税金の面ともう一つ国民年金の保険料負担の面でこれをやはりやっていただかなきゃ困るんですけどそれでも、その辺やる人やらない人の差ができるちやまた困りますね、不公平が出て。

るいな各種の支払調書、それから地方公共団体に対する支払報告書の提出制度があるわけでござります。税務署に対しましては五百円以上でございませんと支払調書なりが出てまいりませんが、地方団体に対しましてはすべての給与支払いにつきまして報告が行くわけでござります。そうした報告書に基つきまして各市町村がチェックをする。それによりまして、非違があれば国税の方にも御連絡がある。そういうたよなシステムでもってそこらの厳正な運用を期しております。

それから制度面につきましては、先般来税制調査会におきまして、課税単位の問題に関連しまして今のような点も含めて検討をされ、先般専門小委員会の報告が第一特別部会に提出されておりまして、その中にもここらの点につきましてもろいろの制度的な工夫があるかないか、そこらについても検討をするような方向での報告書が出されておるわけでござります。こうしたものを持まえまして、私どもも制度的にそこらが無理のないようなものが、そこらの中で解決の方法があるのかないのか、そういうた点も含めまして、税制調査会の御審議の結果を踏まえまして適切な対処をしてまいりたいと思っております。

○委員長(山本富雄君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

○野末陳平君　実際その点で私自身も全くいい工夫がないというか、手間ばかりかかるやつでなかなか離し難いと思うんで、今後宿題にしなきやいけないなどいう気持ちで質問しているんですけれどもね。

行政指導を強めるという御答弁にどどめさせでいただきますが、何らかのやはりこれ場合によりましては制度上の工夫も加味していくかなぎやならないというふうに考えております。

○政府委員(水野勝君) 扶養控除なり配偶者控除の適用の件につきましては、現在まさに、納税者の申告によりまして扶養控除等申告書をお出しになるならない、その中に配偶者控除なり扶養控除の適用ありなしということで、御本人の申告によって毎月の源泉徴収あるいは年末調整がされておるところでございます。ただ、それが適正なものであるかどうか、これは源泉所得税の調査等によりましてチェックをさせていただく。さらにはい

○青木茂君 この法律案は賛成すべきなのか反対すべきなのか非常に難しいところで、まだ迷っています。これが終わるまでには決断をしなきやならない。年金システムそのものについて反対でも、通っちゃったら、これは単なる会計処理規定ですから、年金の骨子に反対したからそれにつながるものは全部反対なのか、単なる会計処理規定はこれはしようがないじゃないかという両様の解釈がござりますね。だから、この法律案そのもの

それからもう一つ申し上げさせていただきたいことは、やはりそういう水準を将来にわたって保障します場合に、現役の方にどのくらいの保険料になるか、それが先ほど申しましたようにビック時で一万三千円、御夫婦で二万六千円払っていただけばそれが貰える。そのような総合的な勘案から五万円という立案をさせていただいたつもりでございます。

○菅木茂君 生計費に基づいて数字を計算する場合に、何か雑費といふのはいわゆる選択的支出といふのか、不急不要の支出であるというふうに考えるのは僕は少し時代おくれではないかという気がして仕方がないんですね。

生活保護基準額を見てみましても、大体一級地、二級地、三級地、一番低い数字をとつたて七十歳の男子で七万一百二十円ですが、そういう数字が出ておりますし、それから人事院が国家公務員の初任給を決める場合に毎年やります標準生計費計算ですね、これを見ましても、例えば六十年四月で見て、単身者ですが、食費が二万七千八百五十円、二万七千八百五十円、というのは一日にすれば大体九百円ですからね、三、九の二十七千一百三十円、これは借家だったらこんな安い家賃のところありやせぬし、それから被服費に至つては月に四千九百六十円、雑費、保険医療だとか交通通信、教育、教養娯楽一万五千六百五十、それから雑費、身の回り品だと交際費、これはいわゆる小遣いを含めてですかね、一万九千二百九十。合計で八万六千八百八十あるんですよ。

ただ、これは若い人も含めますから、仮に老齢者世帯八掛けで見たって六万九千五百だから、ちょうど生活保護基準の三級地の七万一百二十とほぼ見合うわけですね。せめてここあたりまで基礎年金の金額を上げないと、いわゆる「健康で文化的な最低限度の生活」というのは、かなり低い金額が五万円といふのは出ているんじやないかといふに思いますけれども、どうなんでしょう、ここのこところ。

○政府委員(山内豊徳君) 今先生御指摘の点は、老後生活にとって基礎的な部分、基本的な部分とは何ぞやという議論にならうかと思うのでございますが、最後に「健康で文化的な」という憲法の条項をお引きになりましたが、私ども実は、国民年金制度は三十六年発足以來、国民連帯の考のものとに、貧困生活に陥ることを防止する意味での憲法上の仕組みであるというふうに理解しております。だから余り上げなくていいと申し上げるつもりは全くございませんが、生活保護基準と比べます場合に、やはり生活保護基準の場合はいろいろなものが、条件整わない方、特に先生七十歳以上のお数字をお挙げになつたんですが、確かに七十歳以上は老齢加算を一万四千八百円加味いたしましたので、その同じ時点でも実は六十五歳ですと五万八千円ぐらいになるわけでございます。

これは数字のことでからいろいろ仮定を置かなければ取れるかという計算を大ざっぱにやりますと、何となくばかばかしいという感じが出ないことはないんですよ。

さきほどお話しになつたと仮にします。これを二十五万四千円であつたと仮にします。これを二十歳から六十歳までの四十年間払う。そうしますと、二十五万四千円に〇・〇六一掛けで十二を掛けて四十を掛ければ大体出てくる。しかし、これをもし払わないとすればこれだけの金額を毎年複利運用できるわけですね。仮に七年で複利運用するとすれば、六十歳の定期時には四千三十六万円も大体原資が出る。それから企業負担分を入れればこれの二倍ですから八千七十三万。八千七十三万とにかく出すわけですよ。じゃどれだけ受け取れるか、いただけるかというと、例えば報酬比例部分で、二十五万四千円に〇・〇〇七五掛けで十二を掛け、四十を掛け、それから定期部分を積み上げて、それから妻のものを積み上げて、いろいろいたしますと、私がやりました計算結果によりますと、受け取り額は、仮に奥さんなしで本人だけだとすれば大体一千一百七十一万円ぐらいなのですよ。奥さん入れるとして三千一百七十一万円。例えば本人の場合は大体受け取るときから平均寿命までもらひ続けたとして、奥さんの場合は六十五歳から八十歳ちょっと今までもらひ続けたと見ていくと、という将来展望はどういうことでしょうか。

○政府委員(山内豊徳君) 五万円を最低保障額に仕組みますと、やはり加入年数の長い方は八万円、九万円と年金を仕組む。実はそれがまた議論が戻りまして、もしそういう水準を用意するといふと、一万九千、二万円という保険料をお願いしなきゃならない。そのあたりの選択が今回改正の大きなチヨイスであったと私ども考えているわけでござい

ます。

○青木茂君 時間がございませんから、次へ移ります。

ひとつ今度は給付と負担のバランスの問題ですけれども、グローバルと申しますが、マクロのレベルでは収支をうまく償うようだけれども、ミクロの数字というのは、例えばここに一人のサラリーマンがいまして、どれだけ払つてどれだけ受け取れるかという計算を大ざっぱにやりますと、何となくばかばかしいという感じが出ないことはないんですよ。

さきほどお話しになつたと仮にします。これを二十歳から六十歳までの四十年間払う。そうしますと、二十九万四千円がいたとします。その平均標準月額が五十九年度価格で五万円、現在五万一千九百円でございますが、そういうもの想定させていただくのが妥当ではないかというふうな決心のもとに提案させていただいたつもりでございます。

○青木茂君 どうも年金を出す側の論理が優先して、受け取る側の論理というのが何となく無視されている感じがあるんですけれども、五万円なら仕方がない。せめて五万円というのを最低保障額に持っていくという将来展望はどういうことでした。

それから、いろいろ実は計算の前提に御指摘のような問題がございます。例えば、十五年間とおっしゃいますけれども、十九年給付とかいろいろありますけれども、ただ、一つだけ申し上げておきたいのは、今の御計算の前提は、毎月毎月の保険料を全くだれのためにも使わないので四十年間自分のためにだけ積み立てておくという私的年金でございまます。それは許されません。現在既に一千万の年金受給者がいらっしゃるわけでございます。我々が毎月負担する保険料は実はかなりの部分そのままで回るわけでございます。そのまま使われてしまふわけでございます。基礎年金はその最たるものでございますが。

そういう意味から、我々掛けておくものが七ヶ四十年間複利で回るという発想がやはり現時点ではそれなくなっている。これは私どももう少しこうしてこのような計算になる。

そうすると、負担するのが八千七十三万円であつて、受け取るのは本人だけだと二千二百七十一万、奥さんを入れたって三千一百七十一万なんと

いう計算をやりますと、こっちが払ったものを本人大けで計算すれば二八・一%しかもらえないわけですね。それから奥さん入れたって三九・二%あらいたくさん払っているんだけれども見返りはえらい少ないなという不満をサラリーマン層は持つんではないか。ばかばかしい、年金やめて自分で貯蓄しておいた方が得じゃないか。やっぱりこういうばかばかしいという印象を個々のサラリーマンに与えるという年金の計算、年金財政の安定ということだけ物を考えちゃいけないんじゃなく、いかがでしようか。

○政府委員(山内豊徳君) ただいまの点はぜひ御理解をいただきたいんですが、端的に申しますと、七%で複利で回すという前提で八千万の負担とおっしゃったわけでござりますが、先生お示しの百五十一万の年金額が四十年先では幾らになっているかという問題があるわけでございます。そこが公的年金でございまして、決して五十九年価格そのままに四十年先をほつておくことは全くいたしませんので、まず御理解いただきたいと思います。

それから、いろいろ実は計算の前提に御指摘のようないい算をやりますと、こっちが払ったものを本人大けで計算すれば二八・一%しかもらえないわけですね。それから奥さん入れたって三九・二%あらいたくさん払っているんだけれども見返りはえらい少ないなという不満をサラリーマン層は持つんではないか。ばかばかしい、年金やめて自分で貯蓄しておいた方が得じゃないか。やっぱりこういうばかばかしいという印象を個々のサラリーマンに与えるという年金の計算、年金財政の安定

し上手にPRしなきゃいけないと思うのでござりますが、やはりその年金額を今のような計算なさる方が世の中に多いのでございますが、ひとつ今のお年寄りに今の年金保険料を使っているという厳然たる事実をお認めいただいて、ぜひ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○青木茂君 年金額は、これから四十年であるか五十年であるか三十年であるかは別問題として、給付額がふえるとすれば保険料も当然ライドしてふえますわね。それはそういうことになると思いますね。だから、私は年金制度というものが相互扶助方式であるという事実を否定するわけではありません。ございませんけれども、物の考え方方が、年金財政の安定というだけで物を考へてしまつて、やはり個々の人のレベルで見れば、幾ら払つて幾らもらうかというのを考えるのは当然ですからね。それに対する配慮というのも必要なんだということを言いたかったわけですかからもう一つ申し上げておきたいことは、これは非常に事務的というのか、技術的な行政レベル的な問題ですけれども、国民は、自分の年金が何十年か先に幾らぐらいくるであろうかといふことでもって生活設計を立てるわけですね。ところが、こういう個々の人のケースを言って、私の年金は受給時にどれぐらいくるでしょうかかということを社会保険庁へ聞きに行くわけですね。そうすると、答えてくれないというのか、答えてくれないより答えてくれる能力のある人が各地にいるんですよ。非常に不満が私どものところへ集まつてゐる。こういう問題につきまして、もう少し答える能力のある人を各出張所と申しますが、各地に配置するぐらいの行政の誠実さというものが欲しいんじゃないかな。ほとんど答えてくれないですよ。ほんとうにそれが決して過言でないぐらいい答えてくれないと、いうことがござりますね。

○政府委員(山内豊徳君) 今の点、年金行政上の大事な問題と思っておりますが、言いわけを言うわけじやございませんが、特に今度基礎年金で四

月から大きく変わりますと、今までの期間、これからの期間の組み合わせで、非常に私ども立案に当たった者でさえ実はとっさに返事できないようになります。

○先生お話しのように、それができるペテランを育成し配置することだと思いますが、残念ながら、高井戸にございます業務課には数十名オーダーでそのペテランがおりますが、これも毎日三千通の電話を受けて応対しております。これをできれば全国の社会保険事務所に少しずつ配置していくこと。それからもう一つは、コンピューター時代でござりますので、少なくとも過去の記録だけは窓口で御本人という立証があれば本人にお示しする。これを、仮定を置きますが、将来三十年にお入りになつたらこうだというぐらいはできるようになびしたいと思っております。現在切りかえでござりますので、ちょっとと社会保険事務所も混亂しておりますが、今年中にはそういう体制をやはり少しでも前向きに考えていいきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○青木茂君 大臣伺いたいことがございましたけれども、終わりにします。

○委員長(山本富雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山本富雄君) されど、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もなければ、討論はないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本富雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

三月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第三〇九号)

一、大型間接税導入反対等に関する請願(第三一六号)

一、兆三千億円の減税実現等に関する請願(第三一二四号)

一、大型間接税導入反対等に関する請願(第三一六号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第三一七号)

一、不公平税制は正等に関する請願(第三三二号)(第三三三号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五号)(第三三六号)(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)(第三六一号)(第三六二号)(第三六三号)(第三六四号)(第三六五号)(第三六六号)(第三六七号)(第三六八号)(第三六九号)(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)

第三一四号 昭和六十一年二月二十四日受理
請願者 横浜市港北区篠原北一ノ二七ノ二
一名 郁男君

紹介議員 伊藤 郁男君

我が国の経済運営の緊急課題は、経済摩擦問題への的確な対応と国民生活の安定のため、内需拡大型成長路線へと早急に政策転換することであり、個人消費を拡大し、労働者の可処分所得を増やすための大規模減税の断行が不可欠である。同時に労働者にとって不公平である現行税制の改革も緊急の課題である。については、次の事項について実現を図られたい。

一、所得税・住民税の大規模減税などによる二兆三千億円の減税を実施すること。

二、大型間接税の導入、非課税貯蓄への低率分離課税など増税・新税の創設はしないこと。

三、クロヨンの是正、医師優遇税制など租税特別措置の縮小・撤廃など、不公平税制を是正すること。

第三一六号 昭和六十一年二月二十四日受理
請願者 川崎市宮前区菅生一、四〇四
木千代子外二百三名

紹介議員 竹田 四郎君

大規模間接税導入反対等に関する請願
請願者 川崎市宮前区菅生一、四〇四
木千代子外二百三名

主や家族専従者の働き分けは給与として認めないなど、税制上不正当な扱いを受けている。政府の調べでも、生活費は年三百十一万円となつており、生活費に食い込む重税を改めることを中小業者、国民は求めていた。ところが、政府は、大型間接税を導入して、中小業者、国民への負担をつぶめよ

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 橋儀一外千四百六十二名

うとしている。ついては、軍事費を削り、大企業・大資産家優遇の不公正税制を正して、国民本位の税制を確立するため、次の事項について実現を図られたい。

一、最悪の大衆課税である大型間接税は導入しないこと。

二、政府の統計でも年三百十一万円(四人世帯)の生活費がかかるので、所得税・住民税の課税最低限を三百万円(四人世帯)まで引き上げて生活費に税金がかからないようになること。

三、中小業者や農民など個人事業所得者は給与が経費として認められないで、家族専従者に年四十万円を控除として認められているだけがあるので、事業主と家族専従者の働き分に応じた給与を経費として認めること。

四、軍事費を削り、大企業や大資産家に対する優遇税制を改めて適正に課税し、物品税など間接税の国民への増税はしないこと。

第三二七号 昭和六十一年二月二十四日受理
国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 川崎市多摩区登戸二一〇七一 荒井一男外六百六十八名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三二八号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府高槻市上牧町二ノ一一ノ二五長谷川均外七十四名

紹介議員 青木 薩次君
昭和六十一年度予算は、国民生活を無視した政府案として提出された。国民の福祉や教育費などを犠牲にすることが、国家予算の基本となつてお

り、国民の期待にこたえるものでない。税金收入は五・二パーセント増の伸び率であるのに社会保障費は二・七パーセント増、教育関係は〇・一パーセント増、防衛費は六・五パーセント増である。これでは、物価の値上がりで実質的な生活水

準はマイナスである。とりわけ労働者の増税被害は甚大で、二年連続して所得税減税を見送られてきた。サラリーマンの場合、給料が上がれば名目所得が増えて高い税率を適用し、収入が一パーセント増えると税金は二・五パーセントもアップする。そのうえ、昭和六十一年十月からは、健康保険や年金の掛金を約二十パーセントも引き上げており、労働者の負担は増えるばかりである。税金は、なによりも国民の生活保障に使うものであり、病気や老後の不安をなくすことを優先すべきである。労働所得は、他の不労所得よりも優遇すべきものである。なぜならば、労働は社会の富の源泉であるからである。税金のとりかた、使いかたを基本的に改め、まず労働者の所得税、住民税の減税を実行すべきである。昭和六十一年度予算に対し、総額二兆三千億円の減税を要求するものである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、二兆三千億円の減税を実施すること。
減税の内訳は次のようになること。
1 所得税減税は一兆千二百億円とするこ
と。
2 住民税減税は千八百億円とするこ
と。
3 税率構造の見直しは五千億円とするこ
と。
4 政策・福祉減税は五千億円とすること。
二、大型間接税の導入などいかなる大衆課税も強化しないこと。
三、不公平税制を是正すること。

第三二九号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府高槻市竹の内町二六ノ一三

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三〇号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府高槻市竹の内町二六ノ一三

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三一号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府高槻市国松町一四ノ一

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三二号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府守屋川市国松町一四ノ一

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三三号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市太良庄四四ノ一三

紹介議員 田辺良英外九十九名
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三四号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市太良庄四四ノ一三

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三五号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府高槻市寿町三ノ一八ノ一七番匠久外七十名

紹介議員 稲山 篤君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三六号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪府高槻市竹の内町二六ノ一三
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三七号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市太良庄四四ノ一三

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三八号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市太良庄四四ノ一三

紹介議員 孝一郎外七十九名
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三三九号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県三方郡美浜町新小倉区二二
〇 竹仲澄夫外五十名

請願者 滋賀県草津市平井町四二五ノ一〇
木村美智子外六十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三四〇号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市阿納一一ノ八 河原正外七十四名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三四一号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市中井四三ノ五九 梅田金次郎外六十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三四二号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 大阪市鶴見区今津中四ノ三ノ一四
梅原由美子外百十五名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三四三号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県小浜市小屋三〇ノ二 寺田孝一郎外七十九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三四四号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制は正等に關する請願
請願者 福井県三方郡美浜町新小倉区二二
〇 竹仲澄夫外五十名

紹介議員 久保 壱君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三四五号 昭和六十一年二月二十五日受理

請願者 福井県三方郡美浜町太田一二ノ九

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五二号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三三二號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五七号 昭和六十一年二月二十五日受理

請願者 福井県敦賀市柳川三六ノ一五 福

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五八号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五九号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六〇号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 青木稔外百十九名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六一号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六二号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 野律子外百三十九名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六三号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六四号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 横浜市港北区相沢一ノ二六ノ二
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六五号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 堀吉春外百四十九名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六六号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六七号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 神奈川県相模原市上矢部一ノ一
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

請願者 神奈川県横須賀市馬堀町一ノ七五
ノ二五 清水滉三外五十九名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五六号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 山路守外六十八名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五三号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五四号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 高杉 達忠君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五五号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三五九号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 高田 大樹外百八名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六〇号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六一号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 高田大樹外百八名
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六二号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 神奈川県相模原市並木三ノ一八
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

不公平税制是正等に関する請願
不公平税制是正等に関する請願
第三六三号 昭和六十一年二月二十五日受理

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

第三六七号 昭和六十一年二月二十五日受理

不公平税制是正等に關する請願
請願者 横浜市神奈川区上反町二ノ一八ノ八 鈴木友治外九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

第三六八号 昭和六十一年二月二十五日受理

不公平税制是正等に關する請願
請願者 横浜市旭区左近山二ノ一六ノ五〇 六 鈴木一男外百十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

第三六九号 昭和六十一年二月二十五日受理

不公平税制是正等に關する請願
請願者 横浜市戸塚区汲沢町五ノ一ノ一六 小野清外九十九名

紹介議員 安恒 良君

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

第三七〇号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制是正等に關する請願
請願者 神奈川県藤沢市菖蒲沢一〇五ノ三
脇本了外百三十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

第三七一号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制是正等に關する請願
請願者 横浜市西区西戸部町二ノ一九八
橋詰政典外百九名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

第三七二号 昭和六十一年二月二十五日受理
不公平税制是正等に關する請願

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

請願者 横浜市神奈川区羽沢町一、二〇〇
ノ六六 小林幹雄外六十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三三一號と同じである。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の税制改革等に關する請願（第四〇八号）（第四五一號）

第四〇八号 昭和六十一年二月二十八日受理
国民本位の税制改革等に關する請願
請願者 神戸市北区鈴蘭台北町七ノ一ノ一
中務陸外五百三名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第四五一號 昭和六十一年三月五日受理

国民本位の税制改革等に關する請願
請願者 群馬県高崎市沖町二八四 木暮征
男外二百七十一名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三号中正誤

八 段行 誤 正
九 三九 とこへ 誤 ところへ
二 三二 政策